

1 生活衛生に関する試験検査 [生活衛生部門, 微生物部門]

平成 25 年度の生活衛生に関する試験検査の取扱検体数及び検査項目数は, 表 2-1-1 のとおりである。

水質検査の結果, 基準等に不適合であった検体は表 2-1-2 のとおりである。

また, 表 2-1-1 のうち, 家庭用品検査 (繊維製品及び家庭用化学製品) 698 検体についての詳細は, 表 2-1-3 に示す。家庭用品については表 2-1-4 のとおり, 違反品はなかった。

表2-1-1 年間取扱件数

		総数		平成25年					平成26年						
		検体数	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水 質 検 査	専用水道水	0	0												
	簡易専用水道水	8	104			1				2			4	1	
	小規模受水槽水道水	56	728			55		1							
	飲用井戸水	93	93	3	2	10	13	28	5	16	8		3	5	
	小計	157	925	3	2	66	13	29	5	18	8	0	3	9	1
	プール水	44	264				44								
	浴槽水	68	68		12	24			9	23					
	小計	112	332	0	12	24	44	0	9	23	0	0	0	0	0
家 庭 用 品 検 査	おしぼり	9	45							9					
	小計	9	45	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	
	繊維製品	668	676	60	60		60	60	63	60	60	60	65	120	
	家庭用化学製品	30	60		5		5	5	10	5					
	小計	698	736	60	65	0	65	65	73	65	60	60	65	0	120
計	976	2,038	63	79	90	122	94	87	115	68	60	68	9	121	

表2-1-2 水質検査基準不適合検体の内容

検体の種類	検体数	不適合項目
小規模	1	色度及び鉄 1件
小規模	1	臭気 1件
浴場水	15	レジオネラ 15件

表2-1-3 試験検査対象家庭用品の種類とその検査項目

	検体数	検査項目数	ホルムアルデヒド①	ホルムアルデヒド②	HCl H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub>	塩化ビニル	有機水銀化合物	TDBPP	TPT	NaOH KOH	TBP	BDBPP	MeOH	C <sub>2</sub> Cl <sub>4</sub>	C <sub>2</sub> HCl <sub>3</sub>	ジベンゾ[a,h]アントラセン	ベンゾ[a]ピレン	ベンゾ[a]アントラセン	容器試験	ディルドリン	
繊維製品	おしめ	30	30																		
	おしめカバー	28	28	28																	
	よだれ掛け	44	44	44																	
	下着	66	66	57	9																
	寝衣	68	68	55	13																
	手袋	13	13	13																	
	くつ下	47	48	40	6					1		1									
	中衣	157	157	157																	
	外衣	156	156	156																	
	帽子	30	30	30																	
	寝具	22	22	22																	
	たび	0	0																		
	カーテン	5	10						5				5								
	床敷物	0	0																		
	衛生パンツ	2	4							2		2									
家庭用毛糸	0	0																			
小計	668	676	632	28	0	0	0	5	3	0	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
家庭用化学製品	くつ下止め用等接着剤	0	0																		
	家庭用接着剤	3	5				1		2		2										
	家庭用エアゾル製品	10	20				5						5	5	5						
	靴墨・靴クリーム	4	4				4														
	住宅用洗剤	1	2			1														1	
	家庭用洗剤	7	14							7											7
	家庭用木材防菌剤及び木材防虫剤	1	3														1	1	1		
	家庭用防菌木材及び防虫木材	4	12														4	4	4		
小計	30	60	0	0	1	5	5	0	2	7	2	0	5	5	5	5	5	5	8	0	
計	698	736	632	28	1	5	5	5	5	7	5	5	5	5	5	5	5	5	8	0	

①生後24ヶ月以内用のもの  
②生後24ヶ月以内用を除く

表2-1-4 平成25年度 家庭用品違反品の概要

試買・収去年月	家庭用品区分	品名	検出値(試買品)	基準
違反なし				

## 2 食品衛生及び栄養に関する試験検査 [生活衛生部門, 微生物部門]

## (1) 年間取扱件数

平成 25 年度の食品衛生及び栄養に関する試験検査の取扱検体数及び検査項目数は、表 2-2-1 のとおりである。

## (2) 食中毒の微生物学的検査

平成 25 年度の食中毒に係る微生物学的検査は、表 2-2-2, 2-2-3, 2-2-4 及び 2-2-5 のとおりである。

## (3) 収去食品の微生物学的検査

平成 25 年度の収去食品に係る細菌数などの検査結果は表 2-2-6, 食中毒菌などの検出件数は表 2-2-7 のとおりである。

## (4) 食品の規格などの検査

食品の規格検査については、アイスクリーム類 22 検体, 魚肉ねり製品 33 検体, 生食用鮮魚介類 21 検体, ゆでがに 5 検体, 食肉製品 15 検体, 生食用かき 13 検体, 冷凍食品 44 検体, 牛乳 19 検体, 加工乳 3 検体, 乳酸菌飲料 6 検体, 発酵乳 5 検体, 清涼飲料水 11 検体, 米 12 検体 合計 209 検体 (微生物学的検査 105 検体 227 項目, 理化学検査 104 検体 291 項目) について検査を実施した結果, アイスクリーム類 2 検体について規格違反 (細菌数基準超過 1 検体及び大腸菌群陽性 1 検体) を認めた。

食品の衛生規範の検査については、浅漬 44 検体, そうざい 69 検体, 路上弁当 56 検体, 洋生菓子 16 検体 合計 185 検体 (微生物学的検査 185 検体 511 項目) について検査を実施した結果, 路上弁当 11 検体 (細菌数基準超過 11 検体及び大腸菌陽性 1 検体), 洋生菓子 2 検体 (黄色ブドウ球菌陽性 2 検体) について不適合を認めた。

## (5) 遺伝子組換え食品の検査

遺伝子組換え食品である旨の表示がない大豆, トウモロコシ及び米加工食品 43 検体の検査を実施した結果, 表 2-2-8 のとおり, すべて適切な表示がなされていた。

## (6) 食品中の添加物検査

## ア 甘味料 (サッカリンナトリウム)

漬物や魚肉ねり製品など 206 検体を検査した結果は, 表 2-2-9 のとおりで, 使用基準違反や表示違反はなかった。

## イ 保存料 (ソルビン酸, 安息香酸等)

漬物や食肉製品など 325 検体を検査した結果は, 表 2-2-10 のとおりで, ワイン 1 検体からは表示にないソルビン酸を検出し, 佃煮 1 検体から基準値を超えるソルビン酸を検出した。

## ウ 漂白剤 (亜硫酸)

果実酒やかんぴょうなど 56 検体を検査した結果は, 表 2-2-11 のとおりで, 使用基準違反や表示違反はなかった。

## エ 殺菌料 (過酸化水素)

ちりめんじゃこや塩かずのこなど 10 検体を検査した結果は, 表 2-2-12 のとおりである。一部検出したものは, 過酸化脂質の影響等による天然由来と考えられた。

## オ 発色剤 (亜硝酸根)

食肉製品やたらこなど 25 検体を検査した結果は, 表 2-2-13 のとおりである。使用基準違反や表示違反はなかった。

## カ 品質保持剤 (プロピレングリコール)

生めんやぎょうぎの皮等 11 検体を検査した結果は, 表 2-2-14 のとおりである。使用基準違反や表示違反はなかった。

## キ 酸化防止剤 (ブチルヒドロキシアニソール (BHA), ジブチルヒドロキソトルエン (BHT))

バター 5 検体, 魚介乾製品 10 検体, 油脂 7 検体について検査したところ, いずれからも検出されなかった。

## ク 指定外酸化防止剤 (ターシャリーブチルヒドロキノン : TBHQ)

輸入食品 22 検体について検査を実施したところ, いずれからも検出されなかった。

## ケ 着色料

菓子類 22 検体, いくら 6 検体, たらこ 4 検体, 漬物 40 検体について検査したところ, 使用基準違反や表示違反はなかった。

## コ 小麦粉処理剤 (過酸化ベンゾイル)

小麦 4 検体, はるさめ 8 検体について検査したところ, いずれからも過酸化ベンゾイルは検出されなかった。

サ 防ばい剤（フルジオキシニル、イマザリル、チアベンダゾール、ジフェニル、オルトフェニルフェノール、アズキシストロビン）

使用基準のある輸入果実 6 検体を検査した結果、表 2-2-15 のとおり、すべて基準を満たしていた。

(7) 食品中の残留農薬検査

青果物 93 体、米 12 検体及び水産物 16 検体の残留農薬検査を実施した結果、表 2-2-16 のとおりであり、すべて成分規格を満たしていた。また、冷凍食品 46 検体の検査を実施した結果、表 2-2-16 のとおり、一律基準値及び主要な原材料の成分規格を満たしていた。

(8) 食品中のPCB、水銀などの食品汚染物質検査

水産物 64 検体中のPCB、水銀の検査を実施した結果、表 2-2-17 のとおり、すべて暫定基準を満たしていた。

また、そのうち 13 検体の水産物について、有機スズ化合物の検査を実施した結果、表 2-2-18 のとおり、すべて検出しなかった。

(9) 畜水産食品中の残留動物用医薬品検査

牛肉や豚肉、鶏肉、養殖魚など畜水産食品 185 検体を検査した結果は、表 2-2-19 のとおりで牛の肝臓 1 検体から基準値を超えるワルファリンを検出した。

(10) 食品の放射能汚染検査

食品中の放射能の検査を実施した結果は表 2-2-20 のとおりであり、基準値を超える検体はなかった。

(11) 自然毒検査

ア フグ毒検査

フグ加工品 5 検体（5 項目）を検査した結果、いずれからもフグ毒を検出しなかった。

イ 貝毒（下痢性貝毒、麻痺性貝毒）

二枚貝（赤貝、ホタテ貝、大あさり等）5 検体（10 項目）を検査したが、いずれからも貝毒を検出しなかった。

(12) 器具・容器包装などの検査

ア 土鍋 6 検体（12 項目）、ポリプロピレン樹脂製器具 5 検体（40 項目）を検査した結果、すべて規格を満たしていた。

イ 紙ナブキン、天ぷら敷紙、菓子の包装紙など 181 検体について、蛍光物質の溶出試験を行った結果、いずれからも蛍光染料の溶出は検出されなかった。

ウ 割りばし 11 検体について、亜硫酸及び防カビ剤の溶出試験を行った結果、いずれからも亜硫酸及び防カビ剤は検出されなかった。

(13) 食品中の特定原材料の検査

そうざい、菓子、めん類、乳児用食品 151 検体について検査した結果は表 2-2-21 のとおりであり、そうざい 1 検体から卵と乳、菓子 1 検体から乳と小麦をそれぞれ検出した。

(14) 食品のその他の検査

ア 食中毒（理化学）及び食品苦情等に関連する検査

食中毒及び食品苦情に関連して実施した検査（24 件）は、表 2-2-22 のとおりである。

イ 油脂変質試験（酸価、過酸化価）

使用済み揚げ油 25 検体（50 項目）を検査した結果、「弁当及びそうざいの衛生規範」の指導基準に不適合なもの（酸価が 2.5 を超えたもの）が 1 検体あった。

表2-2-1 年間取扱件数

	総数		平成25年									平成26年			
	検体数	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
食中毒等の細菌検査	821	11,854	142	125	85	1	76	59	34	9	97	61	56	76	
食中毒等のウイルス検査	251	401	32	30			7	21	1	3	29	49	27	52	
収去食品の細菌検査	668	5,192	69	50	105	40	67	47	57	74	58	9	36	56	
収去食品のウイルス検査	13	13										9	4		
食品の規格検査	176	485	22		15	22	26			19	15	9	36	12	
食品の衛生規範に係る検査	185	511	69		44	18	12	26						16	
食品中の食品添加物検査	418	2,170		44	11		46	62	83	40	32	22	78		
食品中の残留農薬検査	167	29,289	16				16	37		28	16	37	17		
PCB,水銀等の食品汚染物質検査	61	148		16		16					16			13	
遺伝子組換え食品の検査	44	156			11			22				11			
食品中の特定原材料の検査	151	302			30			30		30	30		31		
食品中の残留動物用医薬品検査	185	7,161	22		32	36	18				30	26	15	6	
器具及び容器包装の検査	192	233												192	
自然毒検査	10	15	5								5				
食品の放射能汚染検査	336	336	8	14	26	36	46	27	43	25	34	26	34	17	
食品衛生に関するその他の検査	25	50				25									
食品衛生外部精度管理	21	38			3	2	1		4	2	3	6			
計	3,724	58,354	385	279	362	196	315	331	222	230	365	265	334	440	

※検体数及び項目数は、複数の検査分類で再掲しているため、計は実際の数と異なる。

表2-2-2 食中毒などの取扱件数及び検体数(微生物学的検査)

	計	平成25年									平成26年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
取扱件数	48 (10)	5 (1)	5 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (2)	3 (1)	4 (1)	4 (0)	3 (0)	7 (1)	3 (2)	9 (2)
検体数	874 (383)	146 (137)	125 (0)	85 (0)	1 (0)	76 (76)	59 (29)	34 (9)	10 (0)	97 (0)	84 (15)	75 (57)	82 (60)

注) ( )内は本市で食中毒事件と断定した事例

表2-2-3 食中毒などの検体数及び項目数 (微生物学的検査)

	計		食中毒※		その他	
取扱件数	48		10		38	
検体数及び項目数	874	12,255	383	4,683	491	7,572
患者便	205	3,079	86	1,341	119	1,738
業者便	180	2,901	53	651	127	2,250
業者手指ふきとり	92	1,254	25	207	67	1,047
施設器具ふきとり	207	3,178	89	1,318	118	1,860
食品	176	1,608	119	956	57	652
吐物						
飲用水						
菌株	2	4			2	4
その他	12	231	11	210	1	21

※本市で食中毒事件と断定した事例

表2-2-4 食中毒などのウイルス及び核酸検査の検体数

検査項目	ウイルス検査			核酸検査		
	計	食中毒※	その他	計	食中毒※	その他
取扱件数	35	7	28	39	9	30
検体数	251	91	160	320	146	174
患者便	138	39	99	176	74	102
業者便	70	20	50	86	25	61
業者手指ふきとり	1	1	0	3	3	0
施設器具ふきとり	9	9	0	15	15	0
食品	24	13	11	30	19	11
吐物	0	0	0	0	0	0
飲用水	0	0	0	0	0	0
菌株	0	0	0	0	0	0
その他	9	9	0	10	10	0

※本市で食中毒事件と断定した事例

表2-2-5 食中毒※ 病因物質発生状況(微生物学的検査)

病因物質	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
サルモネラ属菌	4	2	0	2	0	1
カンピロバクター	7	6	4	4	0	4
黄色ブドウ球菌	0	0	0	1	0	0
セレウス菌	0	0	0	0	0	0
病原大腸菌	0	1	2	0	0	0
ウェルシュ菌	0	0	0	0	0	1
腸炎ビブリオ	0	1	0	0	0	0
NV(ノロウイルス)	1	2	3	7	10	2
サポウイルス	0	0	0	0	1	0
クドア・セブテンブクタータ	-	-	-	0	1	1
不明	1	0	1	2	0	0
その他	0	2	0		0	1※※
計	13	14	10	16	12	10

※本市で食中毒事件と断定した事例

※※エロモナス・ヒドロフィラ/エロモナス・ソブリア及び病原大腸菌O25の複合

表2-2-6 収去食品の細菌数などの検査結果

検体の種類	検体数	細菌数		大腸菌群 陽性	E.coli 陽性	大腸菌 陽性	E.coli最確数		腸炎ビブリオ最確数	
		3,000/g 未満	3,000/g ~ 10 <sup>5</sup> /g 以下 10 <sup>5</sup> /g を超える				18/100g 未満	18/100g ~ 230/100g 以下 230/100g を超える	3.0/g 未満	3.0/g ~ 100/g 以下 100/g を超える
生食用かき	13	13	0	-	-	-	13	0	0	0
生食用鮮魚介類	11	-	-	-	-	-	-	-	11	0
冷凍食品										
無加熱摂取冷凍食品	12	12	0	0	-	-	-	-	-	-
加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)	12	12	0	0	-	-	-	-	-	-
加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)	20	19	1	-	0	-	-	-	-	-
食肉製品										
加熱食肉製品(加熱後包装)	15	-	-	-	0	-	-	-	-	-
アイスクリーム類										
アイスクリーム	1	1	0	0	-	-	-	-	-	-
アイスマルグ	17	16	0	0	-	-	-	-	-	-
ラクトアイス	4	4	0	1	-	-	-	-	-	-
大豆加工品	21	14	6	-	-	0	-	-	-	-
浅漬	44	-	-	-	-	0	-	-	-	-
そうざい	69	63	4	-	-	0	-	-	-	-
路上弁当	56	31	14	-	-	1	-	-	-	-

表2-2-7 収去食品の食中毒菌などの検出件数

項目 検体の種類	検体数	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ	ビブリオフルビアリス	ビブリオオミミクス	エロモナスソブリア	エロモナスヒドロフィラ	赤痢菌	病原大腸菌	カンピロバクタージェジュニ	カンピロバクターコリ	セレウス菌	ウェルシュ菌	エルシニアエンテロコロリチカ	リステリア	ノロウイルス
		生食用鮮魚介類	11	2	0	0	0	0	2	2	-	0	-	-	-	-	-
生食用かき	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
生食用食肉	11	-	-	-	-	-	-	-	-	0*	-	-	-	-	-	-	-
鶏肉	46	19	3	-	-	-	-	-	-	0	18	7	-	-	-	-	-
食肉製品	15	0	0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-
卵加工品	22	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ナチュラルチーズ	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
大豆加工品	21	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生野菜	55	-	-	-	-	-	-	-	-	0*	-	-	-	-	-	-	-
浅漬	44	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生菓子	22	4	0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
そうざい	69	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
路上弁当	56	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
残置食	200	40	0	0	0	0	1	0	-	0	0	0	79	0	0	-	-

\*O157のみ

表2-2-8 遺伝子組換え食品の検査結果

	検体数	安全性審査済み遺伝子組換え混入率 (単位:%)				安全性未審査遺伝子組換え食品の混入			
		検査数	検出数	検出値	基準値	検査数	検査項目数*	検出数	基準値
トウモロコシ									
トウモロコシ缶詰	6	6	0		5	6	18	0	検出しない
とうもろこし					5				検出しない
大豆									
とうふ類	30	30	0		5				
油揚げ類	1	1	0		5				
ゆば	1	1	0		5				
米									
上新粉	1					1	3	0	検出しない
ライスペーパー	1					1	3	0	検出しない
ビーフン	3					3	9	0	検出しない
	43	38	0	検出率 0.0%		11	33	0	

安全性審査済み遺伝子組換え食品混入率の検査項目  
 安全性審査済み遺伝子組換えトウモロコシ(GA21)  
 安全性審査済み遺伝子組換えトウモロコシ(Event176)  
 安全性審査済み遺伝子組換えトウモロコシ(Bt11)  
 安全性審査済み遺伝子組換えトウモロコシ(T25)  
 安全性審査済み遺伝子組換えトウモロコシ(Mon810)  
 安全性審査済み遺伝子組換え大豆(RRS,RRS2,LLS)

\*安全性未審査遺伝子組換え食品混入の有無の検査項目  
 安全性未審査遺伝子組換えトウモロコシ(CBH351)  
 安全性未審査遺伝子組換えトウモロコシ(DAS59132)  
 安全性未審査遺伝子組換えトウモロコシ(Bt10)  
 安全性未審査遺伝子組換え米(63Btコメ, NNBTコメ, CpTIコメ)



表2-2-9 食品中の甘味料の検査結果

	検体数	検出数	サッカリンナトリウム(単位:g/kg)			基準値(未満)
			最低値	最高値	平均	
漬物(酢漬)	11	0				2.0
漬物(たくあん漬)	2	1	0.22	0.22	0.22	2.0
漬物(しょうゆ漬)	26	0				1.2
つくだ煮	4	0				0.50
煮豆	13	0				0.50
魚肉ねり製品	36	5	0.094	0.15	0.11	0.30
清涼飲料水	0	0				0.30
漬物(塩漬)	23	0				0.20
漬物(ぬか漬)	3	0				0.20
漬物(こうじ漬)	2	1	0.71	0.71	0.71	2.0
漬物(かす漬)	0	0				1.2
フラワーペースト	0	0				0.20
ジャム	1	0				0.20
缶詰又はびん詰食品	19	0				0.20
菓子	46	0				0.10
酢	0	0				0.30
シロップ	1	0				0.30
みそ	1	0				0.20
その他の食品	18	0				—
計	206	7	検出率 3.4 %			

表2-2-10 食品中の保存料の検査結果

	検体数	ソルビン酸(g/kg)					安息香酸(g/kg)*					デヒドロ酢酸 ナトリウム (g/kg)	
		検出数	最低値	最高値	平均	基準値	検出数	最低値	最高値	平均	基準値	検出数	基準値
魚肉ねり製品	36	4	0.013	1.2	0.73	2.0	0				—	0	—
食肉製品	16	5	0.029	1.2	0.78	2.0	0				—	0	—
つくだ煮	4	3	0.43	1.2	0.69	1.0	0				—	0	—
煮豆	13	2	0.1	0.12	0.11	1.0	0				—	0	—
フラワーペースト	0					1.0					—		—
ジャム	1					1.0	0				—	0	—
漬物(塩漬)	23	1	0.27	0.27	0.27	1.0	2	0.016	0.018	0.017	—	0	—
漬物(しょうゆ漬)	26	7	0.19	0.61	0.32	1.0	1	0.027	0.027	0.027	—	0	—
漬物(たくあん漬)	2	2	0.55	0.60	0.58	1.0	0				—	0	—
漬物(かす漬)	0					1.0					—		—
漬物(酢漬)	11	3	0.2	0.22	0.21	0.50	0				—	0	—
漬物(こうじ漬)	2	2	0.44	0.53	0.49	1.0	0				—	0	—
漬物(ぬか漬)	3					—	0				—	0	—
果実酒	33	10	0.011	0.17	0.13	0.20	0				—	0	—
発酵乳	5					—	5	0.0089	0.013	0.011	—	0	—
乳酸菌飲料	6					0.050	4	0.005	0.011	0.0072	—	0	—
清涼飲料水	0					—					0.60		—
チーズ	0					3.0					—		—
ニョッキ	1	1	0.53	0.53	0.53	1.0	0				—	0	—
シロップ	1	1	0.72	0.72	0.72	1.0	0				0.60	0	—
乾燥果実	1	1	0.26	0.26	0.26	0.50	0				—	0	—
ケチャップ	2					0.50	0				—	0	—
みそ	1					1.0	0				—	0	—
その他の食品	138					—	3	0.011	0.035	0.020	—	0	—
計	325	42	検出率 12.9 %				15	検出率 4.6 %				0	検出率0%

\*安息香酸は、発酵乳等多くの食品に天然に含有されている(食品衛生検査指針食品添加物編2003)

表2-2-11 食品中の漂白剤の検査結果

	検体数	検出数	亜硫酸(単位:g/kg)			基準値
			最低値	最高値	平均	
かんぴょう	11	10	1.5	4.1	2.4	5.0
果実酒	33	33	0.021	0.15	0.078	0.35
煮豆	5	1	0.014	0.014	0.014	0.10
エビ(冷凍)	0					0.10
その他の食品	7	0				0.030
計	56	44	検出率 78.6 %			

表2-2-12 食品中の殺菌料の検査結果

	検体数	検出数	過酸化水素(単位:ppm)			基準値
			最低値	最高値	平均	
じゃこ, しらす	6	3	0.001	0.003	0.002	—
塩かずのこ	4	0				—
計	10	3	検出率 30.0 %			

注:天然由来の過酸化水素報告例:しらす干し ND~0.0045(食品衛生研究Vol47, No7,1997)

表2-2-13 食品中の発色剤の検査結果

	検体数	検出数	発色剤(単位:g/kg)			基準値
			最低値	最高値	平均	
食肉製品	15	10	0.004	0.027	0.014	0.070
いくら, たらこ	10	4	0.0005	0.001	0.0008	0.0050
計	25	14	検出率 56.0 %			

表2-2-14 食品中の品質保持剤の検査結果

	検体数	検出数	プロピレングリコール(単位:%)			基準値
			最低値	最高値	平均	
生めん	7	3	0.5	1.4	1.1	2.0
ぎょうざの皮等	4	0				1.2
計	11	3	検出率 27.3 %			

表2-2-15 輸入果実中の防ばい剤の検査結果

[フルジオキソニル(単位:g/kg)]

	検体数	検出数	最低値	最高値	平均	基準値
オレンジ	1	0				0.010
グレープフルーツ	1	0				0.010
バナナ	2	0				
ライム	1	0				0.010
レモン	1	1	0.0013	0.0013	0.0013	0.010
計	6	1	検出率 16.7 %			

[イマザリル(単位:g/kg)]

	検体数	検出数	最低値	最高値	平均	基準値
オレンジ	1	1	0.0008	0.0008	0.0008	0.005
グレープフルーツ	1	1	0.0026	0.0026	0.0026	0.005
バナナ	2	0				0.002
ライム	1	0				0.005
レモン	1	1	0.0017	0.0017	0.0017	0.005
計	6	3	検出率 50.0 %			

## [チアベンダゾール(単位:g/kg)]

	検体数	検出数	最低値	最高値	平均	基準値
オレンジ	1	1	0.0005	0.0005	0.0005	0.010
グレープフルーツ	1	0				0.010
バナナ	2	0				0.003
ライム	1	1	0.0001	0.0001	0.0001	0.010
レモン	1	1	0.0004	0.0004	0.0004	0.010
計	6	3	検出率 50.0 %			

## [ジフェニル(単位:g/kg)]

	検体数	検出数	最低値	最高値	平均	基準値
オレンジ	1	0				0.070
グレープフルーツ	1	0				0.070
バナナ	2	0				
ライム	1	0				
レモン	1	0				0.070
計	6	0	検出率 0.0 %			

## [オルトフェニルフェノール(単位:g/kg)]

	検体数	検出数	最低値	最高値	平均	基準値
オレンジ	1	0				0.010
グレープフルーツ	1	0				0.010
バナナ	2	0				
ライム	1	0				0.010
レモン	1	0				0.010
計	6	0	検出率 0.0 %			

## [アゾキシストロビン(単位:g/kg)]

	検体数	検出数	最低値	最高値	平均	基準値
オレンジ	1	0				0.010
グレープフルーツ	1	0				0.010
バナナ	2	0				
ライム	1	0				0.010
レモン	1	0				0.010
計	6	0	検出率 0.0 %			

表2-2-16 食品中の残留農薬検査結果

食品の種類	産地	検体数	検出検体数	検出率(%)	検査項目数	検出項目数	検出率(%)
魚介類	外国水域	1	0	0.0%	177	0	0.0%
	日本近海	15	0	0.0%	2,655	0	0.0%
穀類およびその加工品	国内	12	4	33.3%	2,472	5	0.2%
豆類	外国	0	0	0.0%	0	0	0.0%
果実	外国	14	9	64.3%	2,855	25	0.9%
	国内	0	0	0.0%	0	0	0.0%
野菜	外国	16	6	37.5%	3,082	15	0.5%
	国内	63	35	55.6%	13,176	96	0.7%
野菜加工品類	外国	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	国内	0	0	0.0%	0	0	0.0%
冷凍食品	外国	22	5	22.7%	4,848	16	0.3%
	国内	24	0	0.0%	24	0	0.0%
計		167	59		29,289	157	

表2-2-17 水産物中のPCB, 水銀検査結果

	検体数	PCB* <sup>1</sup> (単位:g/kg)					総水銀(単位:g/kg)					メチル水銀* <sup>2</sup> (単位:g/kg)				
		検出数	最低値	最高値	平均	基準値	検出数	最低値	最高値	平均	基準値	検出数	最低値	最高値	平均	基準値
いか類(遠洋)	1	0				0.5	1	0.06	0.06	0.06	0.4					0.3
たこ類	1	0				3	1	0.04	0.04	0.04	0.4					0.3
海産魚(遠洋)	12	6	0.012	0.030	0.015	0.5	12	0.03	0.40	0.14	0.4					0.3
海産魚(その他)	44	30	0.011	0.142	0.030	3	44	0.02	0.40	0.08	0.4					0.3
水銀適用除外海産魚* <sup>2</sup>	3	1	0.056	0.056	0.056	-	3	0.10	0.20	0.17	-					-
計	61	37	検出率 60.7%				61	検出率 100.0%								

\*1 PCBは遠洋沖合魚介類は0.5ppm, それ以外の魚介類は3ppmと暫定基準値が定められている。

\*2 水銀は総水銀0.4ppmかつメチル水銀0.3ppmと暫定基準値が定められているが, マグロ類, 河川産の魚介類, 深海性魚介類等は適応を除外されている。また, メチル水銀の検査は総水銀が暫定基準を超えた時のみ実施する。

表2-2-18 水産物中の有機スズ化合物検査結果

	検体数	TBTO(単位:g/kg)				TBTC(単位:g/kg)				TPTC(単位:g/kg)			
		検出数	最低値	最高値	平均	検出数	最低値	最高値	平均	検出数	最低値	最高値	平均
海産魚	13	0				0				0			
計	13	0	検出率 0.0%			0	検出率 0.0%			0	検出率 0.0%		

表2-2-19 畜水産食品中の残留抗生物質, 合成抗菌剤, 内寄生虫用剤の検査結果

		検体数	検出検体数	検査項目数	検出項目数
牛	筋肉	18	0	714	0
	腎臓	8	0	416	0
	肝臓	18	1*	668	1*
	脂肪	8	0	376	0
	輸入牛肉	6	0	174	0
豚	筋肉	10	0	260	0
	腎臓	0			
	肝臓	0			
	脂肪	0			
	輸入豚肉	5	0	130	0
鶏	筋肉	17	0	759	0
	腎臓	17	0	594	0
	肝臓	17	0	821	0
	脂肪	9	0	360	0
	輸入鶏肉	0			
鶏卵		11	0	297	0
乳		22	0	1,114	0
養殖魚介類	魚介類(すずき目)	8	0	296	0
	魚介類(その他の魚類)	4	0	168	0
輸入冷凍えび	魚介類(甲殻類)	0			
輸入うなぎ蒲焼		7	0	14	0
計		185	1	7,161	1

\* 牛の肝臓1検体から基準値(0.001ppm)を超えるワルファリン(0.003ppm)を検出

表2-2-20 食品中の放射能検査結果

食品大分類	検体数	<sup>134</sup> Cs (単位:Bq/kg)			<sup>137</sup> Cs (単位:Bq/kg)			基準 (合計値)
		検出数	最小	最大	検出数	最小	最大	
魚介類及び魚介類加工品	54	32	0.33	12.11	37	0.36	30.03	100
冷凍食品	0							100
肉卵類及びその加工品	0							100
乳製品(うち乳児用食品)及び乳類加工品	34(11)	0			14(0)	0.51	0.73	100(50)
穀類及びその加工品	15	0			0			100
野菜類・果実及びその加工品	177	69	0.40	0.99	70	0.41	2.82	100
菓子類	5	0			0			100
清涼飲料水(ミネラルウォーター)	14	0			0			100
かん詰め・びん詰め食品	2	0			0			100
その他の食品(うち乳幼児用食品)	35(11)	0			0(0)			100(50)
計	336	101	検出率	30.1%	121	検出率	36.0%	

表2-2-21 食品中の特定原材料の検査

	検体数	項目数	卵		乳		小麦		落花生		えび・かに		そば	
			検体数	検出数	検体数	検出数	検体数	検出数	検体数	検出数	検体数	検出数	検体数	検出数
そうざい	60	120	30	1	30	1	30				30			
菓子	55	110			55	1	30	1						25
めん類	5	10			5									5
乳幼児用食品	31	62	31						31					
計	151	302	61	1	90	2	60	1	31	0	30	0	30	0

表2-2-22 食中毒(理化学)関連及び食品苦情等に関わる検査

発生月	対象食品	概要	検体数	検査項目
1	冷凍食品	マラチオン混入疑い	23	マラチオン
2	冷凍食品	マラチオン混入疑い	1	マラチオン

3 医薬品などに関する試験検査 [生活衛生部門]

平成 25 年度の医薬品などに関する試験検査の取扱検体数及び検査項目数は、表 2-3-1 のとおりである。  
 また、その結果は表 2-3-2 のとおりであり、1 検体を除いてはいずれも製造承認書の規格に適合していた。  
 製造承認書の規格の範囲から外れた 1 検体については、製造所を所管する自治体へ情報提供を行った。

表2-3-1 年間取扱件数

	総数		平成25年									平成26年		
	取扱検体数	検査項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医薬品	10	10								1	9			
計	10	10	0	0	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0

表2-3-2 収去医薬品の試験検査結果

検査項目	医薬品の種類	検体数	検査結果 (%)
ジクロフェナクナトリウム	鎮痛消炎剤	2	101.0~101.1
フェキソフェナジン	鼻炎薬	1	101.7
ジヒドロコデインリン酸塩	咳止め薬	3	97~100
オキシコナゾール硝酸塩	膾カンジダ再発治療薬	1	98.0
ミコナゾール硝酸塩	水虫・たむし用薬	3	89.8~102.1
合計		10	

## 4 微生物及び免疫に関する試験検査 [微生物部門]

## (1) 年間取扱件数

平成 25 年度の微生物及び免疫に関する試験検査の取扱件数は、表 2-4-1 のとおりである。

## (2) 京都市感染症発生動向調査事業における病原体検査（定点医療機関分）

## ア 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、社会的に重要視されている感染症を対象に患者の病原体検査を行い、感染症発生状況と起因病原体との関連を検討することにより、各種感染症の流行状況を的確に把握し、適切な防疫対策に役立てることを目的とする。

## イ 材料及び方法

## (7) 検査材料

- a 検査定点医療機関は、小児科定点 2 箇所、インフルエンザ定点 3 箇所、眼科定点 1 箇所及び基幹定点 1 箇所である。
- b 患者数と検体の内訳は表 2-4-2 に示す。

## (4) 検査方法

- a ウイルス検査は、検体を常法により前処理した後、培養細胞 (FL, RD-18S, Vero) と乳のみマウスを用いて分離を行った。インフルエンザウイルスの分離には、培養細胞 (MDCK) を使用した。  
分離したウイルスの同定には中和反応、ダイレクトシークエンス法、リアルタイム PCR 法を用いた。  
ロタウイルス、アデノウイルスの抗原検出は免疫クロマト法 (IC)、腸管系アデノウイルス (40/41 型) の抗原検出は酵素免疫法 (EIA)、また、ノロウイルスはリアルタイム RT-PCR 法により遺伝子の検出を行った。
- b 細菌検査は、常法により、糞便から病原性大腸菌、ビブリオ、サルモネラ、黄色ブドウ球菌などの食中毒や感染性胃腸炎起因菌を、咽頭ぬぐい液から溶血性レンサ球菌などの呼吸器感染症起因菌の分離を行った。

※ 成績の詳細については、「第 6\_1 報文」で述べる。

## (3) 三類感染症病原体検査

## ア 目的

コレラ汚染地域への渡航者が消化器系感染症を発症した場合などに、患者、患者との接触者、旅行の同行者について細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス及びコレラの保菌検査を実施している。また腸管出血性大腸菌感染症の二次感染を防ぐ目的で、患者の家族や接触者などの保菌検査を行っている。

## イ 材料及び方法

糞便など、保健センターが採取し当研究所に搬入された検体を、常法により直接又は増菌培養した後に寒天培地に接種し、分離菌について生化学的性状と血清による同定を行い、腸管出血性大腸菌については、免疫クロマト法及び RPLA 法によるベロ毒素の検出と、PCR 法による毒素遺伝子の確認を行った。また、医療機関などで検出された病原菌の菌株についても同様に同定を行った。

## ウ 結果と考察

- (7) 取扱件数及び項目数は、表 2-4-3 のとおりである (検体数 210, 検査項目数 234)。
- (4) コレラ汚染地域への渡航者に関連した消化器系感染症は 5 事例あったが、患者の同行者・接触者からは病原菌を検出しなかった。
- (7) 腸管出血性大腸菌 (EHEC) 感染症及びその疑いがあり検査した事例は 28 事例で、26 事例から腸管出血性大腸菌を検出した。
- (3) 当研究所で、患者、患者家族及び接触者の便から検出した腸管出血性大腸菌は 26 株で、他に、医療機関で検出した腸管出血性大腸菌 28 株の血清型と毒素の検査を実施した。これら菌株の血清型と毒素型の内訳は、次の表のとおりである。

0157:H7 (VT1+VT2)	19 事例 31 株	0157:H7 (VT1)	1 事例 6 株
0157:H7 (VT2)	2 事例 2 株	026:H11 (VT1)	4 事例 5 株
0145:HNM (VT1)	1 事例 10 株		

## (4) 四類感染症

## ア A型肝炎ウイルス

## (7) 目的

医師からの届出により、保健センターが調査し、原因究明及び感染者の早期発見と感染の拡大防止のために、検査を行っている。

## (4) 材料及び方法

患者からの糞便を検査材料とした。前処理として、BPA 加イーグル MEM 培地 2ml に懸濁し、3,000rpm、10分遠心後、マイクロフィルターでろ過した。ろ液を検液として RNA を抽出し、RT-PCR 法により検査を行った。

## (7) 結果

4 事例 4 検体を検査し、2 検体から A型肝炎ウイルスを検出した。

## イ レジオネラ感染症

## (7) 目的

医師からの届出により、保健センターが調査し、原因究明及び感染者の早期発見と感染の拡大防止のために、検査を行っている。

## (4) 材料及び方法

患者からの喀痰等を 50°C20 分で加熱処理して B-CYE $\alpha$ 、WY0 $\alpha$  培地に接種した。3~5 日培養後発育したコロニーを分離、同定に用いた。分離菌について血清反応と PCR 法による遺伝子の確認を行った。

## (7) 結果

1 事例 1 検体を検査し、レジオネラ・ニューモフィラ血清群 1 を検出した。

## ウ 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) ウイルス

## (7) 目的

医師からの届出により、保健センターが調査し、原因究明及び感染者の早期発見と感染の拡大防止のために、検査を行っている。

## (4) 材料及び方法

患者からの咽頭ぬぐい液、尿、血液を用いた。検査は、国立感染症研究所から送付された SFTS ウイルス検査マニュアルに準じて、RT-PCR 法による遺伝子検出を行った。

## (7) 結果

2 事例 6 検体を検査したが、SFTS ウイルスを検出しなかった。

## (5) 五類感染症

## ア 風しんウイルス抗体検査

## (7) 目的

先天性風しん症候群 (CRS) 予防対策の一環として、妊娠予定者の免疫の有無を知る目的で抗体検査を行っている。

## (4) 材料及び方法

保健センターに来所し、健康相談を受けた妊娠予定者のうち、検査を希望する人から採血し、当研究所に搬入された血液を検体とした。抗体価の測定は、固定化ヒヨコ赤血球を用いた赤血球凝集抑制試験 (デンカ生研) で行った。

## (7) 結果

月別検査取扱件数は、表 2-4-4 のとおりである。131 名中 117 名は抗体を保有していたが、14 名は陰性であった。また、抗体を保有していた 117 名中 51 名は、感染予防には不十分な低抗体価 (8 倍・16 倍) であった。



## イ 感染性胃腸炎集団発生事例病原体検査（行政依頼ウイルス検査）

## (7) 目的

11月から3月の冬季を中心に、介護・老人福祉関係施設などで、ノロウイルスの集団発生を疑う感染事例が発生し、当該施設で採取され保健センターから搬入された糞便等について検査を実施した。

なお、検査の対象病原体は、ノロウイルスに加え、必要に応じてサポウイルス、ロタウイルス及びアデノウイルスとした。

## (4) 材料及び方法

患者からの糞便及び吐物を検査材料とした。前処理として、BPA加イーグルMEM培地2mlに懸濁し、3,000rpm、10分遠心後、マイクロフィルターでろ過した。ろ液を検液としてRNAを抽出し、リアルタイムRT-PCR法によりノロウイルスの遺伝子検出を行った。

また、必要に応じてリアルタイムRT-PCR法でサポウイルス遺伝子検出を、免疫クロマト法でロタウイルス・アデノウイルスの抗原検出を行った。

## (7) 結果と考察

平成25年度には19件の集団発生があった（表2-4-5）。患者便等67検体のうちノロウイルスを検出したのは53検体で、4検体から遺伝子型GI、49検体から遺伝子型GIIを検出した。うち1検体からは、遺伝子型GIIと併せてサポウイルス遺伝子を検出した。

## ウ ヒト免疫不全ウイルス(HIV)抗体検査

## (7) 目的

本市では、感染者の早期発見と感染の拡大防止のため、市内11保健センターで週1回、匿名での無料検査を実施している。また、毎月2回の夜間即日検査と休日即日検査が行われている。

## (4) 材料及び方法

保健センターで実施されている匿名での検査において採取された血液を対象とした。また、夜間即日検査及び休日即日検査で要確認となった検体の確認検査を当研究所で実施した。

スクリーニング検査は、血清を試料として、ゼラチン粒子凝集法により、HIV-1型及び2型の抗体検査を実施した。確認検査は、ゼラチン粒子凝集法によるHIV-1型及び2型の抗体の定量試験と、ウェスタンブロット法によるHIV特異バンドの検出で判定した。

## (7) 結果

a 受付件数は、表2-4-6のとおりである。総数は2,228検体で、うち1検体は、夜間即日検査からの要確認検体であった。

b スクリーニング検査で要確認となったものは、上記を含め12検体であった。確認検査の結果、11検体が陽性となり、1検体は陰性であった。

## エ 梅毒血清反応検査

## (7) 目的

保健センターで実施している性感染症対策の一環として、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)抗体検査を受ける際に、梅毒の検査も希望する人を対象に、当研究所にて同時に検査を実施している。

## (4) 材料及び方法

保健センターで採血し、当研究所に搬入された血液を検体とした。スクリーニング検査は、ゼラチン粒子凝集法(TPPA法)で定性試験を行い、陽性となったものは、カーボン凝集法(RPR法)及びゼラチン粒子凝集法(TPPA法)の定量試験を実施して確認した。

## (7) 結果

検査件数は、表2-4-7のとおりである。総数は2,247検体で、35検体がTPPA法で陽性となった。

## オ 麻しんウイルス検査

## (7) 目的

医師からの届出により、保健センターが調査し、原因究明及び感染者の早期発見と感染の拡大防止のために、

検査を行っている。

(4) 材料及び方法

患者からの咽頭ぬぐい液、尿、血液を用いた。検査は、国立感染症研究所の麻疹診断マニュアル（第2版）に準じた。

麻疹ウイルスは、B95a 細胞によるウイルス分離と、検液から RNA を抽出して RT-PCR 法を行う遺伝子学的検査とを行った。

(5) 結果

22 事例 56 検体の検査を行い、4 事例 11 検体から、RT-PCR 法により麻疹ウイルスを検出した。遺伝子型はいずれも B3 型であった。

なお、1 事例 2 検体については、B95a 細胞により麻疹ウイルスが分離された。

カ 劇症型溶血性レンサ球菌感染症

(7) 目的

医師からの届出により、保健センターが調査し、原因究明及び感染者の早期発見と感染の拡大防止のために、検査を行っている。

(4) 材料及び方法

患者から分離された菌株を用いた。溶血性レンサ球菌の Lancefield 群別及び T 型別（A 群のみ）を行った。菌株を溶血性レンサ球菌レファレンスセンターである大阪府立公衆衛生研究所に送付した。

(5) 結果

A 群溶血性レンサ球菌 T1 型 1 株を検出した。

(6) その他

結核菌遺伝子 (VNTR) 検査

ア 目的

結核菌の遺伝子の解析を行うことで、感染経路の特定及び効果的な感染拡大防止対策を講じるとともに、結核対策に資することを目的とする。

イ 材料及び方法

保健センターから協力医療機関に菌株を分与依頼し、搬入された菌株を検体とした。

小川培地に生えたコロニーをかき取るなどして菌液を作り、100℃10 分の加熱処理後、遠沈した上清を PCR のテンプレートとした。JATA(12)-VNTR 型別（12 組のプライマーを用いた PCR 法及び電気泳動）を行い、解析した。

ウ 結果

月別検査取扱件数は、表 2-4-8 のとおりである。

25 年度は 140 検体の検査を実施した。21 年の検査開始以降の株も含めて解析したところ、クラスター数 49（155 株）、クラスター形成率 42.5%、最大クラスターは 17 株となった。

表2-4-1 年間取扱件数

項目	細分	総数		平成25年							平成26年				
		検体数	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
感染症発生動向調査	ウイルス検査	614	6,069	56	43	42	68	39	33	49	35	56	68	66	59
	細菌検査	203	704	23	20	17	14	13	7	8	7	25	22	22	25
	マイコプラズマ検査	2	2	1								1			
風しん抗体検査	血清試験	131	131	23	27	19	26	13	6	4	4	2	1	5	1
HIV抗体検査	血清試験	2,228	4,456	152	177	156	212	184	169	185	217	223	201	175	177
梅毒抗体検査	血清試験	2,247	2,321	150	173	177	210	178	164	185	216	253	195	171	175
3類感染症病原体検査	細菌検査	210	234	7	7	18	7	65	64	17	17	5	1	2	
一般依頼ウイルス検査	ウイルス検査	36	36		1	3	4	3	4	3	6	2	2	7	1
一般依頼細菌検査	細菌検査	1	1								1				
行政依頼ウイルス検査	ウイルス検査	133	190	12	23	12	3	3			13	21	24	11	11
行政依頼細菌検査	細菌検査	2	2					1					1		
計		5,807	14,146	424	471	444	544	499	447	451	516	588	515	459	449

表2-4-2 京都市感染症発生動向調査事業病原体検査取扱件数

	計	平成25年							平成26年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
受付患者総数	596	59	41	43	66	39	30	44	34	51	66	64	59	
ウイルス検査被検患者数	578	53	41	42	64	37	30	43	34	50	65	62	57	
ウイルス検査	糞便	189	18	16	18	13	13	7	10	9	23	21	21	20
	咽頭ぬぐい液	359	33	23	20	49	22	23	27	20	28	40	40	34
	髄液	57	4	4	4	5	4	3	10	6	2	7	4	4
	尿	7	1			1			2		3			
	その他	2											1	1
小計	614	56	43	42	68	39	33	49	35	56	68	66	59	
細菌検査被検患者数	203	23	20	17	14	13	7	8	7	25	22	22	25	
細菌検査	糞便	165	15	16	16	10	10	6	6	7	20	19	20	20
	咽頭ぬぐい液	36	8	4	1	4	3	1	2		4	3	2	4
	髄液	2									1			1
	尿	0												
	その他	0												
小計	203	23	20	17	14	13	7	8	7	25	22	22	25	
マイコプラズマ検査	咽頭ぬぐい液	2	1								1			
計	819	80	63	59	82	52	40	57	42	82	90	88	84	

表2-4-3 三類感染症病原体検査 取扱件数及び項目数

	計	平成25年							平成26年				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検体数	210	7	7	18	7	65	64	17	17	5	1	2	
検査項目	赤痢菌	9		1		2		2		3	1		
	コレラ菌	9				2		3		3	1		
	腸チフス菌	24	4	2	1	3	6	4		3	1		
	パラチフスA菌	9				3		2		3	1		
	EHEC	183	3	4	17	7	61	58	12	17	2		2
計	234	7	7	18	7	71	64	23	17	14	4	2	0

表2-4-4 風しん抗体検査取扱件数

	計	平成25年							平成26年				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検体数	131	23	27	19	26	13	6	4	4	2	1	5	1

表2-4-5 感染性胃腸炎集団発生事例 検査取扱件数及び結果

月	施設	施設数	検体数		陽性数	検出
4	山科区 (社会福祉施設)	1	患者便	2	2	ノ口(GII)
5	山科区 (社会福祉施設)	1	患者便	5	4	ノ口(GII)
11	北区 (社会福祉施設)	1	患者便	5	0	—
	左京区 (保育園)	1	患者吐物 患者便	1 4	0 4	— ノ口(GI)
12	左京区 (幼稚園)	1	患者便	4	3	ノ口(GII)
	西京区 (社会福祉施設)	1	患者便	5	4	ノ口(GII)
	伏見区 (保育園)	1	患者便	1	1	ノ口(GII)
1	(社会福祉施設)	1	患者便	5	5	ノ口(GII)
	北区 (保育園)	1	患者便	1	1	ノ口(GII)
	(社会福祉施設)	1	患者便	3	3	ノ口(GII)
	左京区 (社会福祉施設)	2	患者便	7	5	ノ口(GII)
	南区 (保育園)	1	患者便	4	4 1	ノ口(GII) サポ
	西京区 (社会福祉施設)	2	患者便	9	7	ノ口(GII)
2	北区 (社会福祉施設)	1	患者便	3	2	ノ口(GII)
	西京区 (社会福祉施設)	1	患者便	3	3	ノ口(GII)
3	下京区 (保育園)	1	患者便	1	1	ノ口(GII)
	伏見区 (社会福祉施設)	1	患者便	4	4	ノ口(GII)
合計		19		67	54	

表2-4-6 HIV抗体検査件数

	計	平成25年					平成26年						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男性	1,341	88	116	80	127	108	100	116	130	140	123	106	107
女性	886	64	61	76	84	76	69	69	87	83	78	69	70
不明	1				1								
計	2,228	152	177	156	212	184	169	185	217	223	201	175	177

表2-4-7 梅毒抗体検査取扱件数

検査項目	計	平成25年					平成26年						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
TPPA法	2247	150	173	177	210	178	164	185	216	253	195	171	175
RPR法	74	9	7	4	6	7	7	3	6	9	3	5	8
計	2321	159	180	181	216	185	171	188	222	262	198	176	183

表2-4-8 VNTR検査取扱件数

	計	平成25年					平成26年						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検体数	140	5	6	16	9	9	15	28	14	10	8	7	13

5 衛生動物に関する検査、相談処理及び調査鑑別 [微生物部門]

(1) 年間取扱件数

平成 25 年度の衛生動物検査及び衛生相談の件数は、表 2-5-1 のとおりである。また、衛生動物に関する調査研究のために鑑別及び検査した個体数は、表 2-5-2 のとおりである。

(2) 衛生動物検査及び衛生相談

ア 目的

市民、保健センターなどからの依頼に基づき、衛生動物などの検査（鑑別）を行っている。その検査結果に基づき、衛生上の害についての啓発や駆除方法などの指導を行っている。

イ 結果

衛生動物などの検査依頼の総数は 237 件であった。そのうち、ダニ類に関するものは 56 件で、47 件が室内ホコリ中のダニ検査であった。

昆虫類に関するものは 230 件で、コウチュウ目が 43 件で最も多く、次いでハエ目が 38 件、チョウ目が 23 件であった。

衛生相談の総数は、274 件であった。内容は、多岐にわたるが、コウチュウ目に関するものが最も多かった。

(3) 調査鑑別

ア 目的

感染症を媒介する昆虫類について、生息、消長及びウイルス等の保有状況を調査し、感染症患者発生や被害拡大の防止に役立てるとともに、市民啓発に資する。

イ 結果

臭気誘引トラップによってヒトスジシマカを多く捕獲し、検査を行ったが、チクングニアウイルスやデングウイルスは検出しなかった。マダニ調査は、平成 23 年度から引き続いて市内の生息状況を調査し、採集したマダニについてリケッチア保有状況を検査した。

表2-5-1 衛生動物検査及び衛生相談の件数

	計	平成25年												平成26年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
衛生動物検査	237	9	14	24	22	33	20	33	26	27	6	20	3			
衛生相談	274	11	17	29	24	36	24	35	31	31	9	22	5			
計	511	20	31	53	46	69	44	68	57	58	15	42	8			

表2-5-2 衛生動物調査鑑別個体数

項目	個体数
臭気誘引トラップによる蚊成虫調査	394
オビトラップによる蚊成虫産卵調査	4,694
雨水マス蚊幼虫調査	2,433
旗ざり法によるマダニ生息調査(リケッチア検査)	127
計	7,648

## 6 食肉衛生に関する試験検査 [食肉検査部門]

## (1) 年間取扱件数

平成 25 年度の食肉衛生に関する試験検査の取扱件数は、表 2-6-1 のとおりである。

## (2) 一般獣畜のと畜検査

## ア 目的

食用に供する目的でと畜場で解体される一般獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）全頭について、解体前・後にと畜検査員による生体検査、解体前検査、解体後検査及び精密検査を行い、と畜場法で規定された疾病り患の有無や食品衛生法に基づく残留物質の検査をして、食用適否を判定し、食用不適の場合は、廃棄措置（全部又は一部）を行い、食肉の安全確保を図っている。

## イ 方法

## (7) 生体検査

解体予定獣畜の栄養状態、歩様、可視粘膜、天然孔、体表などについて望診、触診などを行い、全身及び局所の異常疾病の発見に努め、とさつ適否の判定を行う。

## (4) 解体前検査

生体検査で異常がなければ、獣畜をとさつ、放血するが、その際に、血液性状を観察し、解体適否の判定を行う。

## (9) 解体後検査（頭部、内臓、枝肉検査）

a 解体されたと畜の頭部、胸腔臓器、腹腔臓器及び枝肉について、望診及び触診並びに刀を用いて臓器や筋肉などを切開し、疾病の有無について検査を実施している。病変を認めた場合は、病変の種類及び程度によってと畜の一部又は全部廃棄の措置を行っている。

b と室での胃腸検査は、内容物による他臓器への汚染を防止するために、必要な場合を除いて切開を行わず、望診、触診により検査をし、副生物処理場で内容物を取り除いた後、粘膜面の検査を行っている。

c 枝肉については、と室での検査が不可能な部位及び他のと畜場で解体、搬入された枝肉の異常の有無を検査するため、せり売り前に再度検査を行っている。

## ウ 結果

(7) 平成 25 年度のと畜検査頭数は、総数 32,657 頭であった。牛の 12,541 頭のうち、肉牛が 98.2%を占めた。豚は 20,116 頭であった（表 2-6-1）。

(4) と畜検査の結果廃棄処分した件数は、と畜全部廃棄が 35 頭、一部廃棄は、廃棄実頭数で 21,284 頭であった（表 2-6-2）。

(9) 廃棄処分の理由は、全部廃棄では牛で白血病、敗血症及び尿毒症、豚で豚丹毒が主なものであった（表 2-6-3）。疾病の廃棄率は、牛では肝臓疾患が 29.5%と最も高く、次いで筋・骨格疾患が 21.3%であった。また、豚では肺臓疾患が 69.9%と最も高く、次いで肝臓疾患が 11.8%であった（表 2-6-4～表 2-6-5）。

(c) 牛枝肉のせり売り前の再検査で発見された異常は 1,190 件であった。その主なものは、筋肉炎、血液浸潤及び水腫であった（表 2-6-6）。

## (3) 病・切迫獣畜のと畜検査

## ア 目的

と畜場には、と畜場法の規定によりと畜場外でとさつされた獣畜及び既に何らかの疾病にり患した獣畜が、食用を目的として搬入される。これらは、病畜と室において解体前・後検査を行い、食用の適否を判定している。

## イ 方法

解体後の検査方法は、一般獣畜の場合と同様であるが、切迫と畜では解体前にとさつ理由の適合の確認、特に炭疽などの法定伝染病との類症鑑別が必要で、血中細菌確認のための血液検査を中心に、外観検査として眼瞼、鼻腔及び口腔の開検、死後硬直の確認、肛門、生殖器の望診、触診を行っている。伝染病が疑われる場合は、解体作業を中止させて精密検査を実施している。

## ウ 結果

本年度の病・切迫畜頭数は 45 頭で、すべて牛であった。（表 2-6-1）。

## (4) 精密検査

## ア 目的

と体の検査は、視診、触診、切開による肉眼検査を主体として行っているが、疾病の類症鑑別、伝染病の判定などが困難な時及び抗菌性物質の残留が疑われる時などは、必要に応じて合否を保留し、細菌、病理及び理化学などの精密検査を実施し、食用の適否を判定している。

また、と畜場及び関連施設の衛生指導のための細菌検査並びに保健センターなどからの依頼による食肉（食鳥、魚類などを含む）の異常について精密検査を行っている。

## イ 方法

## (7) 細菌学検査

顕微鏡検査、細菌培養及び血清学的検査などにより、起因菌を確認する。

## (4) 病理学検査

組織標本を作製し、各種染色方法で組織所見を観察して診断をする。

## (7) 理化学検査

血清などを用いた生化学検査による診断をする。また、バイオアッセイ法により残留抗菌性物質のスクリーニングを行う。

## (エ) BSE スクリーニング検査

平成 13 年 10 月 18 日から、ELISA (Enzyme-Linked Immunosorbent Assay) 法により、搬入されるすべての牛に対して、BSE (牛海綿状脳症) 感染の有無を調べていたが、平成 25 年 7 月 1 日より厚生労働省の BSE における国内措置の見直しによって 48 カ月齢超の個体のみ検査を行っている。

## (カ) その他

必要に応じて、寄生虫検査などを行う。

## ウ 結果

(7) 合否措置を保留した獣畜は 103 頭、総と畜検査頭数の 0.32% で、合否保留の理由は、牛では抗菌性物質残留、白血病、高度の黄疸、ヨーネ病、敗血症及び尿毒症の疑い、豚では豚丹毒、敗血症及び全身性腫瘍の疑いであった（表 2-6-7）。

(4) 合否保留後全部廃棄した獣畜は 33 頭で、その理由は、牛では白血病、尿毒症など、豚では豚丹毒、敗血症、全身性腫瘍などであった（表 2-6-7）。

(7) と畜検査において、獣畜の合否判定や病名判定のために精密検査を行った検査頭数は、15,838 頭であり、検体件数は 16,438 件、検査項目数で 19,584 件（BSE スクリーニング検査及び放射性セシウム検査を含む。）実施した（表 2-6-8）。

また、調査研究として 407 検体、検査項目数で 957 件、その他腸管出血性大腸菌、まな板の拭取りなどの検査として 175 検体、検査項目数で 325 件実施した（表 2-6-9）。

表2-6-1 食肉衛生に関する試験検査の取扱件数（と畜検査頭数）

畜種	件数	平成25年						平成26年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牛 肉牛	12,314	1,064	766	923	1,025	917	921	1,216	1,471	1,366	871	822	952
	(45)	(3)	(5)	(2)	(8)	(7)	(3)	(7)	(1)	(5)	(1)	(2)	(1)
乳牛	227	21	13	16	19	18	18	22	20	23	21	18	18
	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	12,541	1,085	779	939	1,044	935	939	1,238	1,491	1,389	892	840	970
	(45)	(3)	(5)	(2)	(8)	(7)	(3)	(7)	(1)	(5)	(1)	(2)	(1)
子牛	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
馬	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豚	20,116	1,619	1,531	1,550	1,597	1,548	1,489	1,776	1,903	1,703	1,774	1,659	1,967
	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
めん羊	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山羊	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	32,657	2,704	2,310	2,489	2,641	2,483	2,428	3,014	3,394	3,092	2,666	2,499	2,937
	(45)	(3)	(5)	(2)	(8)	(7)	(3)	(7)	(1)	(5)	(1)	(2)	(1)

下段( )内の数字は病・切迫畜の件数(再掲)

表2-6-2 畜種別と畜処分件数（処分実頭数）

畜種	解体禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛	—	8	6,706
子牛	—	—	—
馬	—	—	—
豚	—	27	14,578
めん羊	—	—	—
山羊	—	—	—
合計	—	35	21,284

表2-6-3 病名別全部廃棄頭数

牛		豚	
疾病名	頭数	疾病名	頭数
白血病	3	豚丹毒	18
敗血症	2	敗血症	6
尿毒症	2	全身性腫瘍	1
ヨ一ネ病	1	全身性筋肉炎	1
計	8	膿毒症	1
		計	27



表2-6-4 牛 部位別主要疾病廃棄件数

	発生頭数	と畜頭数に占める割合(%)
総頭数	12,541	
心臓疾患	56	0.4
心外膜炎	30	0.2
脾臓疾患	39	0.3
肺臓疾患	2,140	17.1
胸膜炎	716	5.7
肺炎	700	5.6
吸入肺	500	4.0
肺膿瘍	81	0.6
横隔膜疾患	909	7.2
横隔膜膿瘍	443	3.5
横膜炎	197	1.6
横隔膜水腫	115	0.9
横隔膜出血(スポット)	80	0.6
横隔膜筋炎	46	0.4
肝臓疾患	3,704	29.5
富脈斑肝	1,351	10.8
肝包膜炎	636	5.1
肝膿瘍	558	4.4
鋸屑肝	438	3.5
胆管炎	265	2.1
肝小葉間静脈炎	155	1.2
褪色肝	111	0.9
好酸球性巣状性肝炎	59	0.5
胃疾患	483	3.9
胃炎	267	2.1
胃膿瘍	115	0.9
創傷性胃炎	96	0.8
腸疾患	1,405	11.2
腸炎	1,214	9.7
腸出血(スポット)	93	0.7
消化器脂肪壊死	80	0.6
腎臓疾患	406	3.2
腎周囲脂肪壊死	171	1.4
腎炎	36	0.3
腎膿瘍	18	0.1
膀胱疾患	339	2.7
膀胱炎	183	1.5
膀胱結石	153	1.2
子宮疾患	127	1.0
子宮内膜炎	112	0.9
乳房疾患	28	0.2
頭部疾患	33	0.3
筋・骨格疾患	2,667	21.3
血液浸潤	1,790	14.3
筋肉炎	320	2.6
血腫	275	2.2
膠様浸潤	190	1.5
筋肉膿瘍	41	0.3
胸膜炎	30	0.2
骨折	11	0.1

表2-6-5 豚 部位別主要疾病廃棄件数

	発生頭数	と畜頭数に占める割合(%)
総頭数	20,116	
心臓疾患	742	3.7
心外膜炎	725	3.6
肺臓疾患	14,053	69.9
肺炎(MPS)	7,894	39.2
胸膜炎	3,145	15.6
肺炎(APP)	745	3.7
肺膿瘍	621	3.1
肝臓疾患	2,382	11.8
白斑肝	1,331	6.6
肝線維症	437	2.2
肝包膜炎	329	1.6
褪色肝	111	0.6
肝炎	74	0.4
肝うっ血	26	0.1
腸疾患	323	1.6
腸炎	259	1.3
非定型抗酸菌症	62	0.3
腎臓疾患	485	2.4
のう胞腎	374	1.9
腎炎	29	0.1
筋・骨格疾患	1,189	5.9
血液浸潤	418	2.1
胸膜炎	302	1.5
筋肉膿瘍	247	1.2
筋肉炎	124	0.6
関節炎	33	0.2
骨折	27	0.1
血腫	20	0.1

表2-6-6 牛枝肉せり売り前再検査による異常疾病発見件数

疾病名	件数
筋肉炎	584
血液浸潤	226
水腫	166
スポット	99
その他	115
計	1,190

表2-6-7 保留理由別頭数及び保留後全部廃棄頭数

保留理由	総計		牛(子牛を含む)		豚	
	保留頭数	廃棄頭数	保留頭数	廃棄頭数	保留頭数	廃棄頭数
抗菌性物質残留	46	0	46	0	0	0
豚丹毒	33	18	-	-	33	18
敗血症	15	8	4	2	11	6
尿毒症	2	2	2	2	0	0
白血病	4	3	4	3	0	0
高度の黄疸	1	0	1	0	0	0
ヨーネ病	1	1	1	1	-	-
全身性腫瘍	1	1	0	0	1	1
計	103	33	58	8	45	25

表2-6-8 と畜検査における精密検査実施状況

検査目的	検査頭数	検体件数	検査項目数	検査項目									
				細菌検査	病理検査	理化学検査	血液検査	抗菌性物質	PCR	免疫生化学検査	その他		
と畜検査	牛	BSEスクリーニング検査	2,931	2,931	2,950	-	-	-	-	-	-	2,950	-
		抗菌性物質残留	56	229	916	-	-	-	-	916	-	-	-
		尿毒症	2	10	55	-	-	55	-	-	-	-	-
		黄疸	1	6	21	-	2	19	-	-	-	-	-
		牛白血病	4	61	177	-	73	76	16	-	8	4	-
		敗血症	4	24	26	24	2	-	-	-	-	-	-
	豚	抗菌性物質残留	45	163	652	-	-	-	-	652	-	-	-
		豚丹毒	35	106	134	94	-	-	-	-	40	-	-
		豚抗酸菌症	8	79	198	57	84	-	-	-	57	-	-
		腫瘍(白血病を除く)	1	30	44	-	44	-	-	-	-	-	-
		敗血症	5	30	31	30	-	-	-	-	1	-	-
	その他(病名判定を含む)	205	228	1,793	8	78	1,699	-	-	7	1	-	
放射性セシウム検査	12,541	12,541	12,587	-	-	-	-	-	-	-	12,587		
合計	15,838	16,438	19,584	213	283	1,849	16	1,568	113	2,955	12,587		

表2-6-9 調査研究及びその他精密検査実施状況

	検査目的	検査件数	検査項目数	検査項目							
				細菌検査	病理検査	理化学検査	血液検査	抗菌性物質	PCR	免疫生化学検査	その他
調査研究	牛枝肉のGFAP残留調査	80	80	-	-	-	-	-	-	80	-
	牛枝肉の細菌汚染調査	120	240	240	-	-	-	-	-	-	-
	豚枝肉の細菌汚染調査	45	90	90	-	-	-	-	-	-	-
	牛脾臓の拭取り検査	102	423	423	-	-	-	-	-	-	-
	残留抗生剤の簡易検査法の検討	60	124	-	-	-	-	124	-	-	-
	小計	407	957	753	-	-	-	124	-	80	-
その他	O157及びO1111関連調査(調査研究分除く)	165	285	285	-	-	-	-	-	-	-
	京都食肉臓器小売商協同組合のまな板拭取り調査	10	40	40	-	-	-	-	-	-	-
	小計	175	325	325	-	-	-	-	-	-	-
計		582	1,282	1,078	-	-	-	124	-	80	-

表2-6-8別表 部位別病名判定の内訳

牛	脾臓疾患		豚	肝臓疾患	
	脾炎	2		白斑肝	16
	肝臓疾患			腎臓疾患	
	肝硬変	3		腎炎	10
	肝炎	1		腎梗塞	3
	肝繊維症	2		筋・骨格疾患	
	鋸屑肝	1		その他	2
	富脈斑肝・肝出血斑肝	7		その他(疾患以外)	1
	腸疾患			計	32
	腸炎	2			
	その他	6			
	腎疾患				
	腎炎	10			
	腎梗塞	2			
	頭部疾患				
	メラノーマ	3			
	アクチノバチルス症	1			
	筋・骨格疾患				
	好酸球性筋肉炎	2			
	メラノーマ	4			
計	46				

## 7 環境に関する試験検査〔環境部門、微生物部門〕

## (1) 年間取扱件数

平成 25 年度の環境に関する試験検査の取扱件数及び検査項目数は、表 2-7-1 のとおりである。

## (2) 大気汚染に関する試験検査

広域的な環境汚染が問題となっている酸性雨の調査、市街地で苦情が継続している事業場における悪臭の測定、また、有害化学物質の調査など、主として環境政策局環境企画部からの依頼により各種調査・測定を行っている。これらの状況は、以下のとおりである。

なお、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る大気汚染状況の常時監視については、次項「(3) 大気汚染の常時監視」に記載する。

## ア 降下ばいじんの測定

## (7) 目的

大気汚染物質のうち、自己の重量により、又は雨によって沈降するばい煙、粉じんなどを「降下ばいじん」といい、大気汚染の程度を把握する指標の一つとして測定する。

## (4) 方法

当研究所屋上において、毎月デポジットゲージ法により降雨貯水量、溶解性成分量、不溶解性成分量及びばいじん総量を測定する。

## (7) 結果

経年変化は表 2-7-2 のとおりで、平成 25 年度も本市環境保全基準（降下ばいじん総量 5 トン/ (km<sup>2</sup>・月)）を下回っていた。

## イ 悪臭物質の測定

## (7) 目的

本市における公害苦情の中でも悪臭に関する件数は、大気汚染、騒音とともに大きな割合を占めており、悪臭防止法に基づく規制基準の遵守状況の把握や行政指導に役立てるため、発生源周辺の測定を実施する。

## (4) 方法

悪臭防止法施行規則に定める方法により、特定悪臭物質を測定する。

## (7) 結果

平成 25 年度は、7 箇所の工場、事業場について測定した。敷地境界における濃度分布は、表 2-7-3 のとおりである。

## ウ 酸性雨調査（湿性沈着モニタリング）

## (7) 目的

酸性雨は、広域的な環境問題の一つとして周知されているが、当研究所では、降水の酸性化の状況を長期的に把握するために、昭和 58 年度から酸性雨の調査を行っている。

## (4) 方法

a 当研究所の屋上において、自動降水捕集装置により 7 日間ごとに降雨を採取する。

b 「湿性沈着モニタリング（第 2 版）」（環境省地球環境局環境保全対策課・酸性雨研究センター）に準拠し、pH、導電率及びイオン成分（Na<sup>+</sup>、NH<sub>4</sub><sup>+</sup>、K<sup>+</sup>、Ca<sup>2+</sup>、Mg<sup>2+</sup>、Cl<sup>-</sup>、SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>及びNO<sub>3</sub><sup>-</sup>）の濃度を測定する。

## (7) 結果

降水の pH 値の経年変化は、表 2-7-4 のとおりである。

## エ アスベストの測定

## (7) 目的

アスベスト（石綿）は、建築材料をはじめ各種の用途に広く使われていたが、環境中に放出されたアスベストの粉じんは、肺がんなど人体に対する有害性が指摘されている。そこで、一般大気中のアスベスト濃度を長期的に把握するために、大気中の濃度を継続して測定する。

## (4) 方法

石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年12月27日付け環告93）に準拠して測定する。

(ウ) 結果

平成25年度は、3地点において2箇所ずつを3日間、合計18を測定した。経年変化は、表2-7-5のとおりである。

オ 重油中硫黄含有率の測定

(7) 目的

大気汚染防止法、京都府環境を守り育てる条例、京都市大気汚染対策指導要綱に基づく燃料使用基準などの遵守状況を把握し、行政指導を行う資料とするため、対象工場から採取した重油中の硫黄含有率を測定する。

(イ) 方法

放射線式励起法（蛍光X線分析法）及び燃焼管式空気法で測定する。

(ウ) 結果

対象工場から採取した重油22件について硫黄含有率を測定した結果、基準に適合していた。（表2-7-6）

カ 京都府環境を守り育てる条例に基づく大気中有害物質調査

(7) 目的

同条例でばい煙に係る有害物質として規制している物質を、工場等の排出口及び敷地境界において調査する。

(イ) 方法

京都府環境を守り育てる条例施行規則で示された方法に準拠して測定する。

(ウ) 結果

平成25年度は、トルエン、キシレン、テトラクロロエタンについて、5工場の排出口5箇所及び敷地境界10箇所において調査した結果、いずれも条例の規制基準に適合していた。

キ 有害大気汚染物質モニタリング

(7) 目的

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に暴露された場合には、健康影響が懸念される有害大気汚染物質について、大気汚染防止法に基づき、本市における大気汚染状況を把握し、大気汚染防止対策の基礎資料とするため、一般環境測定地点1地点、固定発生源周辺1地点及び沿道2地点について、モニタリングを実施している。

(イ) 方法

- a 試料は、月1回、24時間採取し、有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省）に準拠して測定する。
- b アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼン及びトルエンの11物質については、減圧した試料採取容器（キャニスター）で採取した後、ガスクロマトグラフ質量分析装置（以下「GC-MS」という。）で分析する。
- c アセトアルデヒド及びホルムアルデヒドについては、2,4-ジニトロフェニルヒドラジン含浸シリカゲルを用いてヒドラゾン体として捕集し、アセトニトリルで抽出した後、高速液体クロマトグラフィー（以下「HPLC」という。）で分析する。
- d ニッケル、ひ素、ベリリウム、マンガン及びクロムについては、ハイボリウムサンプラーで石英ろ紙上に採取し、一部を高周波分解濃縮装置で処理した後、電気加熱原子吸光法又は水素化物発生原子吸光法で分析する。
- e ベンゾ[a]ピレンについては、ハイボリウムサンプラーで石英ろ紙上に採取し、ジクロロメタンで抽出し、精製を行った後、蛍光検出器付きHPLCで分析する。
- f 水銀については、金アマルガム法で採取し、加熱原子化後、再度アマルガムとして捕集精製し、低温原子吸光法で分析する。
- g 酸化エチレンについては、臭化水素酸処理したグラファイトカーボン系吸着剤を用いて、2-ブロムエタノールとして捕集し、溶媒溶出後、GC-MSで分析する。
- h これらの優先取組物質（上記の21物質）以外に、キシレン及びフロン類（フロン11、フロン12、フロン113）も同時に測定している。

## (7) 結果

平成 25 年度についても、環境基準が設定されているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼンについて、すべての測定地点で同基準を達成していた（表 2-7-7）。

## ク 化学物質環境実態調査（環境省委託）

特定の化学物質（2,4,6-トリクロロフェノール、ヘキサメチレン=ジイソシアネート）の一般大気環境中の残留状況等を把握する目的で、平成 25 年 11 月に市役所屋上にて大気試料を採取した。

## ケ 大岩街道周辺地域環境整備事業に関連する調査

降下ばいじん(4 回)、悪臭物質(5 地点 2 項目)、アスベスト、有害大気汚染物質(12 項目)の測定を行った。

## (3) 大気汚染状況の常時監視

## ア 目的

市内の大気汚染状況を継続して監視し、市民の健康又は生活環境に係る被害が発生するおそれのある状況に的確かつ迅速に対処する。

## イ 方法

## (7) 通常監視

市内に常時監視測定局を配置し、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の大気汚染物質自動測定機による連続測定を行っている。測定データは、「京都市環境情報処理システム（第 3 の 3 参照）」によって衛生環境研究所に収集し集中監視している。

測定局は、大気常時監視測定局 14 局（一般環境大気測定局 9 局、自動車排出ガス測定局 5 局）、気象測定局（2 局）、移動測定局（2 局）であり、測定局の配置状況は図 2-7-1、各測定局の自動測定機整備状況は、表 2-7-8 のとおりである。

## (4) 光化学スモッグの監視

5 月 1 日から 9 月 30 日までの光化学反応による大気汚染緊急時対策実施期間中、休日を含めて監視体制をとっている。

光化学スモッグ注意報発令などの緊急時の周知は、インターネット F A X サービスによるファクシミリ一斉送信により行っている。ファクシミリの登録送信先は、市役所関連部局、保育所、幼稚園、学校、福祉施設等、約 1,350 箇所である。

## (5) 測定局などの維持管理

年間を通じて自動測定機、測定局舎の保守、維持管理を行なっている。

## (6) 移動測定局による測定

平成 25 年 3 月から移動大岩測定局を設置し、大岩街道周辺地域環境整備事業による影響の調査を実施している。

平成 24 年 3 月から移動大枝杏掛測定局を設置し、京都縦貫道開通前後の環境調査を実施している。

平成 25 年度中の移動測定局による測定状況は、表 2-7-9 のとおりである。

## ウ 結果

平成 25 年度の大気常時監視測定取りまとめ結果は、表 2-7-10 のとおりである。

光化学スモッグ注意報は、京都市域では 2 回発令された。被害の届出はなかった。

注意報発令時の状況は、表 2-7-11 のとおりである。

## (4) 水質汚濁などに関する理化学検査

## ア 目的

環境政策局依頼の各種水質、底質試験及びその他の排水などの検査を実施した。

目的別取扱件数及び測定項目は、表 2-7-12 のとおりである。

## イ 方法

工場排水試験法、底質調査方法など、環境基準その他の基準などに試験法の定めがあるものについては、それに従っている。

## ウ 結果

## (7) 工場・事業場監視のための排水検査

水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例に基づき、工場・事業場排水について排水検査を実施した。平成 25 年度の件数（検体数）は、32 件であった。

## (4) ゴルフ場排水などの農薬調査

市内 5 ゴルフ場で使用される農薬の流出実態を把握するため、排水口等 7 箇所の水について、各ゴルフ場の農薬使用状況を基に選定された農薬の調査を実施した。平成 25 年度は、7 月と 12 月にそれぞれ 1 回ずつ、表 2-7-13 に示す種の農薬（延べ農薬）の分析を行った。

## (5) 浄化槽放流水調査のための水質分析

処理対象人員が 50 人以下の単独処理浄化槽及び 200 人以下の合併処理浄化槽放流水について、京都市浄化槽取扱指導要綱に基づき、生活環境項目と塩化物イオンの分析を行った。

平成 25 年度の件数（検体数）は、98 件であった。

## (6) 河川事故等に係る水質検査

魚へい死、油膜、泡水苦情などの河川事故・苦情に対し、平成 25 年度は 18 件延べ 49 項目の水質試験を実施した。

## (7) 河川水質環境ホルモン調査

a 市内河川における環境ホルモン（外因性内分泌かく乱物質）による汚染状況を把握するため、平成 10 年度から市の独自調査（当初はビスフェノール A、ノニルフェノール、4-*t*-オクチルフェノール、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの 4 項目、4 地点）を開始、平成 14 年度以降、調査項目・地点数を 9 項目・11 地点に増やして行ってきたが、平成 21 年度以降は、国の最新の研究結果をもとに調査項目を見直し、ビスフェノール A、ノニルフェノール、4-*t*-オクチルフェノール、*o*,*p'*-DDT の 4 項目 11 地点で行ってきた。

b 平成 25 年度は、ビスフェノール A、ノニルフェノール、4-*t*-オクチルフェノール、*o*,*p'*-DDT の 4 項目について、7 河川（鴨川、西高瀬川、高野川、天神川、有栖川、小畑川及び山科川）11 地点の水質分析を 9 月に実施、各物質の測定結果は、すべて全国調査の検出値の範囲内であった。

## (8) 岡田山撤去構想に係る河川水質、河川底質及び地下水事前調査

撤去構想のため、4 月から 3 月にかけて河川水、河川底質、地下水の調査を行った。

表 2-7-12 のとおりである。

## (9) 地下水保全対策のための調査

a 継続監視調査の水質分析を地点で 7 月及び 1 月に実施した（通年では各地点 2 回）。

b 地下水概況調査の水質分析を 10 月に 11 地点で実施した。

c 汚染土壌による地下水周辺調査の水質分析を 4 月から 12 月にかけて行った。

## (10) 酸性雨調査（陸水モニタリング）

a 右京区鳴滝地区の「沢の池」において、平成 3 年度から酸性雨の影響把握のため、独自調査として水質調査を行ってきた。

b 平成 11 年度から環境省の「酸性雨による陸水影響調査」の対象池沼に選定され、平成 15 年度から毎年環境省委託調査を実施、平成 25 年度は、「沢の池」で年 4 回水質調査、底質調査を 1 回（5 年に一度採取。前回は平成 20 年度）実施し、結果を環境省へ報告した。

## (11) 河川底質調査のための底質分析

平成 14 年度から市内 7 河川 11 地点を対象に 2 箇年で一巡するよう調査を行ってきた。平成 25 年度は、6 月に有栖川（梅津新橋）、天神川（西京極橋）、小畑川（京都市長岡京市境界地点）、山科川（新六地藏橋）、西高瀬川（天神橋）の底質について、PCB、総水銀、鉛、カドミウム、亜鉛、総クロム及び六価クロムの分析を行った。

## (12) 汚染土壌処理業行政検査

土壌汚染対策法改正に伴い、新たに市内で許可を受けた汚染土壌処理業（1 箇所）の処理済み土壌について、7 月及び 1 月にそれぞれ 1 回ずつ、溶出試験（25 項目）及び含有試験（9 項目）を行った。

## (13) 研究所依頼排水検査

本研究所本所の事業場排水と、同生活衛生部門第一検査室の事業場排水の検査を実施した。



## (5) 化学物質環境実態調査（環境省委託エコ調査）

環境省から委託を受けて、毎年、桂川宮前橋において、水質（1検体）及び底質（3検体）の試料採取及び一般的状況測定（平成18年度は化学物質の分析も実施）を行っている調査である。

平成25年度は、経年的な環境中の残留実態を把握するモニタリング調査（水質36項目、底質36項目）、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」における指定化学物質の指定等に資する初期環境調査（水質12物質）の試料採取と、その一般的状況測定を12月に行い、結果を環境省へ報告した。

## (5) 騒音・振動に関する試験検査

各種の測定機器の維持管理を行い、測定データの精度及び信頼性を高めるとともに、騒音・振動等の公害調査を目的とした行政部局等への貸出しに備えている。また、必要に応じて測定機器の性能試験を行っている。

平成25年度、貸出しに際して保守管理を行ったのは、延べ16件であった。

## (6) 水質汚濁などに関する細菌検査

## ア 目的

環境政策局からの依頼により、水質汚濁防止対策等の一環として、大腸菌群の検査を実施した。

## イ 方法

工場事業場等排水及び浄化槽放流水については下水道法施行令に定めたデソキシコール酸塩培地法で行った。河川水の検査は水質汚濁に係る環境基準の告示法であるBGLB法で行った。

## ウ 結果

## (7) 工場事業場等排水の検査

平成25年度の取扱件数は表2-7-1のとおりである。

水質汚濁防止法に基づく排水基準（大腸菌群数 許容限度 日平均 3,000 個/cm<sup>3</sup> 以下）を超えた検体数は表2-7-14のとおりである。

## (8) 浄化槽放流水の検査

平成25年度の取扱件数は表2-7-1のとおりである。

浄化槽の汚濁処理性能に関する技術的基準（大腸菌群数 3,000 個/cm<sup>3</sup> 以下）を超えた検体数は表2-7-14のとおりである。

## (9) 河川水の検査

平成25年度の河川水の取扱件数は表2-7-1のとおりである。

表2-7-1 環境に関する試験検査など取扱件数

		総数		平成25年												平成26年		
		件数	項目数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
大気	降下ばいじん	20	60	1	2	2	1	3	1	1	2	1	1	4	1			
	悪臭物質	26	190			3	6		6	6					5			
	酸性雨	54	540	6	4	4	4	4	6	4	4	4	4	4	6			
	アスベスト	18	18					6			6	6						
	重油中硫黄分	22	22									8	14					
	工場ばい煙など	15	24						15									
	有害大気汚染物質	49	576	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4			
	その他	2	2								2							
小計		206	1,432	11	10	13	15	18	32	15	18	23	23	12	16			
水質 (理化学検査)	工場事業場排水	32	822	5	4	9			7	4	3							
	ゴルフ場排水	12	263				6					6						
	浄化槽放流水	98	410	7	12	10	12	11	11	11	13	11						
	河川水	25	318	1					3		12		6	3				
	地下水	106	1,528		3		36	6	1	14	3		38	5				
	河川底質・土壌	11	164			5	1		3		1		1					
	池沼水	57	880		12			12		12		9	12					
	衛環研排水	10	219		2		1		2		1		3		1			
	その他(河川事故検体)	18	48	2		1	2				12				1			
精度管理	2	52						1			1							
水質 (細菌検査)	工場事業場排水	19	19			2	4		6	4	3							
	浄化槽放流水	98	98	7	12	10	12	11	11	11	13	11						
	河川水	7	7							3	1				3			
小計		495	4,828	22	45	37	74	40	45	59	62	38	60	8	5			
騒音 振動	鉄道騒音																	
	鉄道振動																	
	低周波音																	
	苦情処理	5	5				5											
測定機器などの保守	16	16	1	2	1				2	1	7		2					
小計		21	21	1	2	1	5		2	1	7		2					
計		722	6,281	34	57	51	94	58	79	75	87	61	85	20	21			

注)窒素酸化物,浮遊粒子状物質等に係る大気汚染常時監視の件数は含まない。

表2-7-2 降下ばいじん量の経年変化(年平均)

単位:トン/(km<sup>2</sup>・月)

年度	平成														
	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
総量	3.1	2.4	1.8	1.8	2.1	1.6	2.1	1.7	1.6	1.1	1.4	2.2	1.7	1.3	1.6
溶解性成分量	2.0	1.4	1.0	1.1	1.0	0.7	1.3	0.9	0.9	0.7	0.8	1.3	1.0	0.7	0.9
不溶解性成分量	1.1	1.0	0.8	0.7	1.1	0.9	0.8	0.8	0.7	0.4	0.6	0.9	0.7	0.6	0.7

年度	平成									
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
総量	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.5	1.3	1.2	1.4	1.6
溶解性成分量	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.7	0.6	0.6	0.7
不溶解性成分量	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.9

注)測定場所は衛生環境研究所屋上

表2-7-3 悪臭測定結果濃度分布表

物質名	敷地境界基準(ppm)	基準超過地点数	基準以下地点数	延地点数	10~	1~	0.5~	0.1~	0.05	0.010	0.005	0.0010	検出限界未満	検出限界値(ppm)参考
					1.1(ppm)	0.51(ppm)	0.11(ppm)	0.051(ppm)	0.011(ppm)	0.0051(ppm)	0.0011(ppm)	検出限界(ppm)		
アンモニア	1	0	15	15	2	1							12	0.05
メチルメルカプタン	0.002	0	15	15								1	14	0.0002
硫化水素	0.02	0	20	20						1			19	0.002
硫化メチル	0.01	0	15	15									15	0.0008
二硫化メチル	0.009	0	15	15									15	0.0009
トリメチルアミン	0.005	0	3	3									3	0.0005
アセトアルデヒド	0.05	0	9	9							6	2	1	0.0005
プロピオンアルデヒド	0.05	0	9	9							3		6	0.0005
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0	9	9									9	0.0005
イソブチルアルデヒド	0.02	0	9	9									9	0.0005
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0	9	9									9	0.0005
イソパレルアルデヒド	0.003	0	9	9									9	0.0005
イソブタノール	0.9	0	6	6									6	0.05
酢酸エチル	3	0	6	6									6	0.05
メチルイソブチルケトン	1	0	6	6									6	0.05
トルエン	10	0	6	6									6	0.05
スチレン	0.4	0	6	6									6	0.05
キシレン	1	0	6	6									6	0.05
プロピオン酸	0.03	0	3	3									3	0.001
ノルマル酪酸	0.001	0	3	3									3	0.0002
ノルマル吉草酸	0.0009	0	3	3									3	0.0002
イソ吉草酸	0.001	0	3	3									3	0.0002

表2-7-4 降水のpH値の経年変化

年度	平成														
	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
加重平均値	-	4.6	4.6	4.5	4.8	4.6	4.7	4.6	4.7	4.8	4.7	4.7	4.6	4.6	4.7
最高値	6.1	6.0	5.8	5.6	6.4	6.8	6.0	7.1	6.1	6.7	6.8	6.1	6.8	6.3	6.9
最低値	3.5	3.8	3.4	3.6	3.7	3.6	3.8	3.6	3.8	3.9	3.6	3.8	3.5	3.7	3.8

年度	平成									
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
加重平均値	4.7	4.5	4.7	4.6	4.7	4.7	4.8	4.7	4.7	4.7
最高値	6.3	6.0	6.6	6.9	6.1	6.1	6.8	5.8	6.4	6.3
最低値	3.7	3.8	3.6	3.5	3.7	3.7	4.0	4.1	3.8	4.0

注)測定場所は衛生環境研究所屋上

表2-7-5 大気中アスベスト濃度の経年変化

単位:f(繊維数) / L

測定場所	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
市役所局	1.38 (0.98~1.62)	0.83 (0.60~1.15)	0.73 (0.55~1.11)	0.28 (0.17~0.43)	0.62 (0.38~0.98)	0.23 (0.09~0.47)	0.37 (0.15~0.51)	0.48 (0.36~0.63)
壬生局	1.22 (0.72~1.91)	0.76 (0.17~1.49)	0.54 (0.43~0.64)	0.24 (0.09~0.77)	0.39 (0.21~0.85)	0.27 (0.17~0.43)	0.45 (0.26~0.68)	0.30 (0.12~0.71)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
市役所局	0.30 (0.19~0.56)	0.28 (0.20~0.40)	0.06 (0.00~0.09)	0.38 (0.22~0.52)	0.42 (0.33~0.54)	0.35 (0.30~0.49)	0.48 (0.23~0.73)	0.68 (0.61~0.74)
壬生局	0.22 (0.15~0.30)	0.42 (0.20~0.43)	0.06 (0.00~0.13)	0.14 (0.08~0.32)	0.40 (0.28~0.52)	0.35 (0.18~0.59)	0.77 (0.55~1.0)	0.87 (0.51~1.3)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※	23年度※	24年度※
市役所局	0.53 (0.44~0.89)	0.35 (0.24~0.55)	0.23 (0.17~0.39)	0.13 (0.057~0.22)	0.071 (0.057~0.11)	0.22 (0.11~0.45)	0.23 (0.11~0.68)	0.25 (0.06~0.68)
壬生局	0.61 (0.32~0.74)	0.41 (0.31~0.49)	0.26 (0.17~0.39)	0.079 (0.057~0.22)	0.076 (0.057~0.17)	0.23 (0.11~0.39)	0.25 (0.11~0.45)	0.18 (0.056~0.51)

	平成25年度※
市役所局	0.20 (0.054~0.56)
壬生局	0.29 (0.11~0.51)

注) 上段:幾何平均 下段:濃度範囲  
 ※22年度以降は調査手法の改訂があったため総繊維数濃度を示す。

表2-7-6 重油中硫黄含有率測定状況

対象工場	測定件数
要綱協定工場	5
一般工場(基準0.5%)	12
一般工場(基準0.8%)	5
計	22

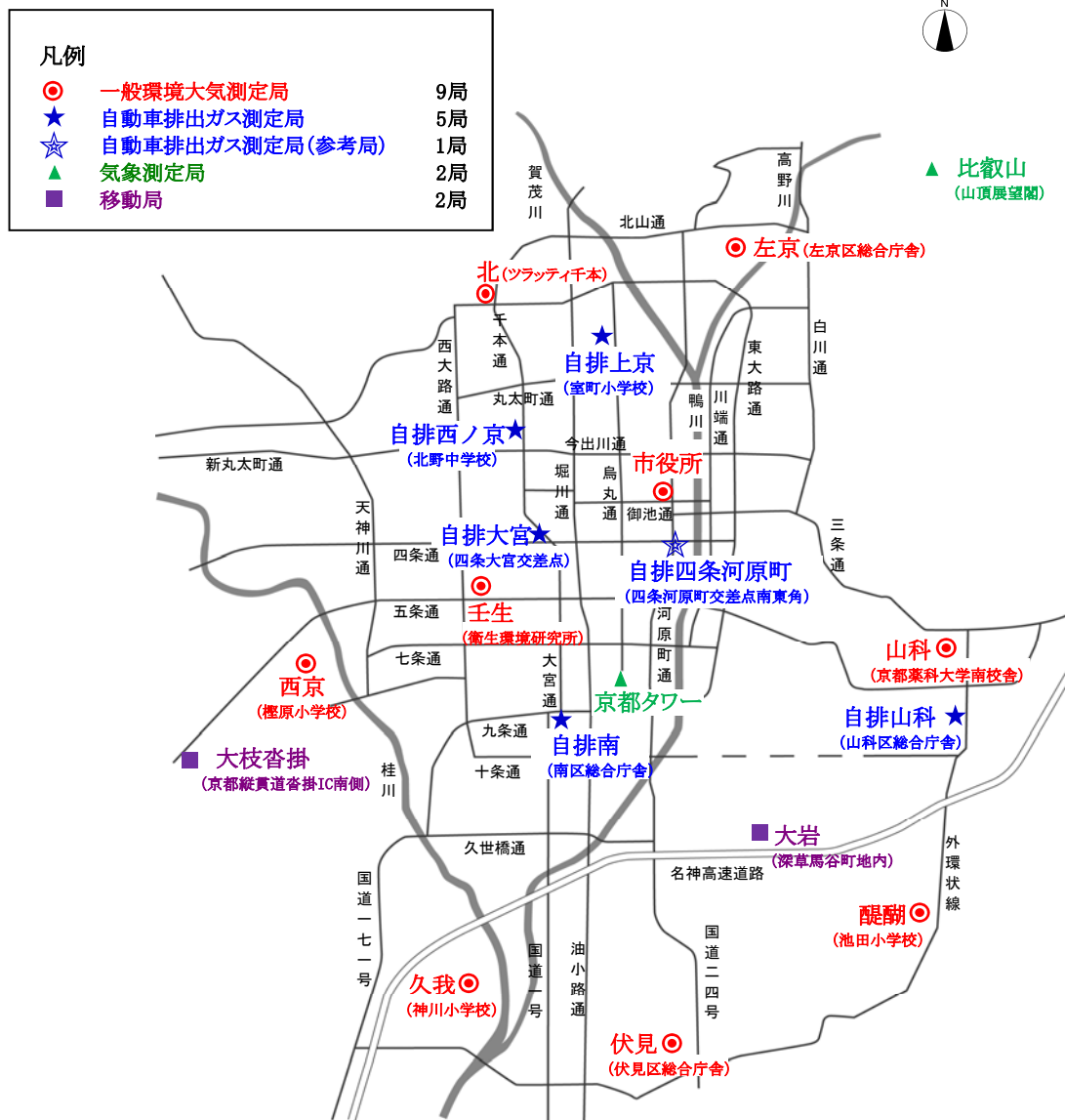
表2-7-7 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

	市役所 (一般環境)	生活環境美化センター (固定発生源周辺)	自排局大宮 (沿道)	自排局山科 (沿道)	環境基準
アクリロニトリル	0.023 (0.013~0.036)	0.031 (0.011~0.071)	-	-	-
塩化ビニルモノマー	0.021 (0.00075~0.081)	0.020 (0.00045~0.084)	-	-	-
塩化メチル	1.5 (1.2~1.9)	3.8 (1.4~6.3)	-	-	-
クロロホルム	0.27 (0.15~0.45)	0.29 (0.13~0.41)	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.16 (0.080~0.35)	0.16 (0.078~0.39)	-	-	-
ジクロロメタン	1.1 (0.71~2.0)	1.8 (0.59~3.3)	-	-	150
テトラクロロエチレン	0.22 (0.075~0.48)	0.70 (0.11~1.3)	-	-	200
トリクロロエチレン	0.18 (0.040~0.53)	1.2 (0.51~2.9)	-	-	200
1,3-ブタジエン	0.081 (0.039~0.12)	0.11 (0.45~0.24)	0.26 (0.22~0.34)	0.15 (0.057~0.28)	-
ベンゼン	0.91 (0.46~1.4)	1.1 (0.49~1.8)	1.6 (1.1~2.0)	1.2 (0.67~1.9)	3
トルエン	6.1 (1.2~16)	12 (3.0~21)	8.9 (3.8~20)	7.1 (2.5~12)	-
ベンゾ[a]ピレン	0.068 (0.013~0.12)	-	0.13 (0.049~0.32)	-	-
酸化エチレン	0.068 (0.037~0.11)	-	-	-	-
アセトアルデヒド	2.9 (1.2~5.7)	-	3.3 (1.5~7.1)	2.4 (1.1~4.4)	-
ホルムアルデヒド	5.9 (1.5~14)	-	6.5 (2.8~13)	5.3 (1.6~12)	-
ニッケル化合物	3.4 (1.0~8.9)	-	-	-	-
ヒ素及びその化合物	0.76 (0.10~1.7)	-	-	-	-
ベリリウム及びその化合物	0.010 (0.0022~0.018)	-	-	-	-
マンガン及びその化合物	11 (3.9~19)	-	-	-	-
クロム及びその化合物	19 (0.40~5.1)	-	-	-	-
水銀及びその化合物	2.4 (1.7~3.1)	-	-	-	-
キシレン	1.2 (0.36~2.5)	2.5 (0.52~4.7)	2.9 (1.4~5.0)	1.9 (0.69~3.3)	-
フロン11	1.6 (1.3~1.8)	-	-	-	-
フロン12	3.0 (2.7~3.3)	-	-	-	-
フロン113	0.62 (0.57~0.69)	-	-	-	-

注1) 上段:年平均値 下段:(最小値~最大値)

注2) ベンゾ(a)ピレン, ニッケル化合物, ヒ素及びその化合物, ベリリウム及びその化合物, マンガン及びその化合物, クロム及びその化合物, 水銀及びその化合物の単位は $\text{ng}/\text{m}^3$



測定局所在地

大 気 局	市役所	中京区寺町御池上る上本能寺前町488 京都市役所 4階・屋上	自 排 局	南	南区西九条南田町1の3 南区総合庁舎 前庭
	壬生	中京区壬生高田町1の2 京都市衛生環境研究所別館 5階室内		大宮	中京区錦大宮町116 四条大宮交差点北西側
	伏見	伏見区鷹匠町39-2 伏見区総合庁舎 2階室内		山科	山科区榎辻池尻町14の2 山科区総合庁舎 前庭
	山科	山科区御陵四丁野町1 京都薬科大学 南校舎校庭		上京	京都市上京区柳園子町地内 (京都市立室町小学校敷地内)
	左京	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2 左京区総合庁舎 2階・3階		西ノ京	中京区西ノ京中保町1の4 市立北野中学校 校庭
	西京	西京区榎原三宅町24 市立榎原小学校 校庭		気 象 局	比叡山
	久我	伏見区久我東町60の2 市立神川小学校 校庭	京都 タワー	京都 タワー	下京区烏丸通七条下る東塩小路町721の1 京都タワー 展望室内
	北	北区紫野花ノ坊町23の1 ツラッティ千本 2階室内	自排四条河原町 (センサライズタワー)	自排四条河原町 (センサライズタワー)	下京区四条河原町南東角 四条通河原町交差点南東角歩道上
	醍醐	伏見区醍醐鍵尾町17 市立池田小学校 校庭	移 動 局	大岩	伏見区深草馬谷町地内
			大枝沓掛	大枝沓掛	西京区大枝西長町地内 京都縦貫道沓掛IC南側

図2-7-1 大気汚染常時監視測定局配置図

(平成26年3月31日現在)

表2-7-8 大気常時監視測定機整備状況

項目		SO2 4台	SPM 14台	NOx 16台	Ox 9台	CO 4台	PM2.5 12台	HC 4台	日射量 1台	温湿度 3台	風向風速 10台
大 局	市役所		○	○	○		○				○
	壬生	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	伏見	○		○	○						○
	山科	○	○	○	○		○				
	左京		○	○	○						○
	西京	○	○	○	○		○				○
	久我		○	○	○		○				
	北			○	○						○
	醍醐		○	○	○		○	○			○
自 排 局	南		○	○		○	○	○			
	大宮		○	○		○	○				
	山科		○	○		○	○	○			
	上京		○	○			○				
	西ノ京		○	○			○				
気 象 局	比叡山									○ 温度のみ	○
	京都 タワー									○ 温度のみ	○
移 動 局	大岩		○	○			○				○
	自排 大枝沓掛		○	○							
センサライズ タワー						○					

表2-7-9 移動測定局移設経過

測定局	測定期間	設置場所	測定目的
大岩局	平成25年3月～現在	伏見区深草馬谷町地内	岡田山撤去作業に伴う大気環境調査
自排 大枝沓掛	平成24年4月～現在	西京区大枝西長町地内 京都縦貫道沓掛IC南側	京都縦貫自動車道京都第二外環状道路開通前後調査

表2-7-10 大気常時監視測定結果

(平成25年度)

種別	測定局名	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )		浮遊粒子状物質 (SPM)		微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )		一酸化炭素 (CO)		光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	
		1日平均値 (2%除外値) (ppm)	達成状況	1日平均値 (年間98%値) (ppm)	達成状況	1日平均値 (2%除外値) (mg/m <sup>3</sup> )	達成状況	1年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	達成状況	1日平均値 (2%除外値) (ppm)	達成状況	1時間値 (最高値) (ppm)	達成状況
大気局	市役所	—		0.026	○	0.055	○	14.1	○	—		0.114	×
	壬生	0.007	○	0.028	○	0.045	○	14.6	○	—		0.118	×
	伏見	0.008	○	0.037	○	—		—		—		0.135	×
	山科	0.007	○	0.030	○	0.055	○	16.1	×	—		0.110	×
	左京	—		0.021	○	0.049	○	—		—		0.109	×
	西京	0.008	○	0.028	○	0.045	○	16.3	×	—		0.126	×
	久我	—		0.033	○	0.053	○	16.8	×	—		0.131	×
	北	—		0.023	○	—		—		—		0.108	×
	醍醐	—		0.032	○	0.051	○	15.4	×	—		0.130	×
自排局	南	—		0.048	○	0.056	○	17.1	×	0.8	○	—	
	大宮	—		0.040	○	0.056	○	18.1	×	0.8	○	—	
	山科	—		0.043	○	0.056	○	14.0	○	0.8	○	—	
	上京	—		0.024	○	0.050	○	14.6	○	—		—	
環境基準	西ノ京	—		0.031	○	0.053	○	15.8	×	—		—	
	長期的評価	1日平均値 0.04ppm以下		1日平均値 0.04ppmから0.06ppm までのゾーン内 又はそれ以下		1日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下		1年平均値 15 μg/m <sup>3</sup> 以下		1日平均値 10ppm以下		長期的評価は 行わない。	
	短期的評価	1時間値 0.1ppm以下		短期的評価は 行わない。		1時間値 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下		1日平均値 35 μg/m <sup>3</sup> 以下		1時間値の 8時間平均値 20ppm以下		1時間値 0.06ppm以下	

注1 表中の—印は、測定を実施していないことを示す。

注2 達成状況欄は長期的評価による達成=○、未達成=×を示す。(O<sub>x</sub>)は短期的評価)

注3 SO<sub>2</sub>, SPM, COは、環境基準を超える日が2日以上連続した場合にも未達成と評価する。

表2-7-11 光化学スモッグ注意報発令状況

(平成25年度)

発令月日(曜日)	発令時刻	～	解除時刻	オキシダント最高濃度
8月8日(木)	15:30	～	16:10	0.130ppm (久我測定局)
8月9日(金)	15:10	～	16:15	0.124ppm (西京測定局)



表2-7-12 水質及び底質などに係る試験検査項目別取扱件数

項目別 (計)	規制工場・ 事業所 排水調査	ゴルフ場 排水 農業調査	浄化槽 放流水 調査	河川 水質調査 など	河川事故	地下水 定点調査 その他	地下水 概況 調査	岡田山 河川底質	岡田山 地下水	岡田山 河川水	土壌調査 溶出試験	土壌調査 含有試験	河川底質	池沼水質 底質調査	環境研 排水 検査	精度管理 その他	
pH	325	32	98	7	13	68	21		15	7	2			48	10	4	
BOD	147	32	98	7						7						3	
COD	193	32	98	7						7				48		1	
浮遊物質量	146	32	98	7	1					7						1	
n-ヘキサン抽出物質	42	32													10		
カドミウム	71	16			2		12	4	11	7	2	2	5		10		
全シアン	60	14			2		12		11	7	2	2			10		
鉛	76	16			2		13	4	15	7	2	2	5		10		
六価クロム	73	16					16	4	11	7	2	2	5		10		
ヒ素	74	16				10	12		15	7	2	2			10		
全水銀	80	17			6		12	4	15	7	2	2	5		10		
有機水銀																	
フェノール類	45	32			3										10		
銅	38	24			4										10		
亜鉛	55	24			4			4		7			5		10	1	
溶解性鉄	35	24			1										10		
溶解性マンガン	34	24													10		
全クロム	45	24			2			4					5		10		
フッ素	58	13			2	2	14		15	7	2	2				1	
ホウ素	42	13					14		11		2	2					
ニッケル	34	24													10		
セレン	50	16					12		11	7	2	2					
トリクロロエチレン	114	16				56	12		11	7	2				10		
テトラクロロエチレン	115	16				56	12		11	7	2				10	1	
1,1,1-トリクロロエタン	108	16				50	12		11	7	2				10		
四塩化炭素	106	14				50	12		11	7	2				10		
ジクロロメタン	106	14				50	12		11	7	2				10		
ベンゼン	109	17				50	12		11	7	2				10		
塩化物イオン	18		18														
全リン	25	24														1	
全窒素	25	24														1	
溶存酸素	39	0		7						7			25				
電気伝導度	157					68	21		15		2		48			3	
温度	9														9		
リン酸イオン	0																
アンモニア性窒素	25	24														1	
亜硝酸性窒素	67	24				8	16		11	7						1	
硝酸性窒素	67	24				8	16		11	7						1	
水分量・乾燥減量	14							4				2	8				
強熱残留物	12							4					8				
アンチモン	0																
PCB	49	8					12	4	11	7	2		5				
農薬	263		263														
陰イオン界面活性剤	1				1												
鉱物油定性	0																
1,2-ジクロロエタン	98	16				50	12		11	7	2						
1,1-ジクロロエチレン	104	16				56	12		11	7	2						
シス,1,2-ジクロロエチレン	104	16				56	12		11	7	2						
トランス-1,2-ジクロロエチレン	93	7				56	12		11	7							
1,1,2-トリクロロエタン	98	16				50	12		11	7	2						
塩化ビニルモノマー	79					56	12		11								
トルエン	0																
クロロホルム	0																
1,3-ジクロロプロペン	29	8					1		11	7	2						
1,4-ジオキサン	47	17					12		11	7							
チウラム	29	8					1		11	7	2						
シマジン	29	8					1		11	7	2						
チオベンカルブ	29	8					1		11	7	2						
ビスフェノールA	11			11													
ノニルフェノール類	19			11						7						1	
オクチルフェノール類	11			11													
o,p'-DDT	11			11													
カチオン、アニオン	459												435			24	
アルカリ度	51												48			3	
クロロフィルa	48												48				
溶解性有機炭素 または全有機炭素	51												3	48			
フランクソンその他(顕微)																	
魚の状態等	4				4												
アルミニウムその他	52				1								48			3	
濁度	1			1													
有機燐化合物 (パラチオン、メチル パラチオン、メチルジ メトン及びKEPNIに限 る)	10	8									2						
合計	4,619	822	263	410	80	48	800	363	36	365	238	54	20	54	796	219	51

表2-7-13 ゴルフ場排水などの農薬調査検査項目

時期	殺虫剤		殺菌剤		除草剤他	
	7月	12月	7月	12月	7月	12月
指針値あり	イミダクロプリド フェニトロチオン ペルメリン	ダイアジノン チオジカルブ フェニトロチオン ペルメリン	ジフェノコナゾール チオファネートメチル ホセチル ヒドロキシイソキサゾール オキシ銅 ポリカーバメート クロタロニル チフルザミド チウラム	オキシ銅 ジフェノコナゾール チオファネートメチル テトラコナゾール ヒドロキシイソキサゾール プロピコナゾール ボスカリド ホセチル チウラム クロタロニル ポリカーバメート シプロコナゾール ベノミル チフルザミド	アシユラム シクロスルフアムロン エトキシスルフロン	アシユラム トリネキサパックスエチル シクロスルフアムロン
	フルベンジアミド フェノブカルブ クロチアジニン テブフェノジド	インドキサカルブMP シハロトリン チアクロプリド フルベンジアミド クロラントラニルプロール メキシフェノジド アセフェート イミダクロプリド クロチアジニン チアメキサム テブフェノジド	アミスルブロム ベンチオピラド フルトラニル メタラキシル ヘキサコナゾール テブコナゾール シメコナゾール アゾキシストロピン イソプロチオラン	アミスルブロム フルジオキシニル メタラキシル シメコナゾール メコナゾール ベンチオピラド アゾキシストロピン シアゾファミド イソプロチオラン テブコナゾール ベンシクロン フルトラニル	ジカンバ トリフロキシスルフロンNa塩 カフェンストロール メコプロップP ピラゾスルフロンエチル プロジアミン キノクラミン ジチオピル エンドタール ハロスルフロンメチル	オリザリン グリホサート カフェンストロール フルルプリミドール プロヘキサジオンカルシウム 2, 4-D ジカンバ トリフロキシスルフロンNa塩 ハロスルフロンメチル ピラゾスルフロンエチル ペンディメタリン メスルフロンエチル メコプロップP ビスピリバック
指針値なし						
合計	7	15	18	26	13	17
	6月期: 38 項目		11月期: 58 項目		年間 96 項目	

表2-7-14 浄化槽放流水などの大腸菌群検査の結果

	検体数	基準超過検体数	基準超過検体の割合(%)
工場事業場等排水	19	0	0
浄化槽放流水	98	8	8.2
合計	117	8	6.8

8 食品衛生検査施設における試験検査の業務管理 (GLP) [管理課]

食品衛生法に係る検査等の信頼性を確保するため、京都市衛生環境研究所食品検査等業務管理要綱を作成し、この要綱に基づき信頼性確保部門としてGLP委員会を設置し、試験検査業務の内部点検及び外部精度管理調査等を実施している。

(1) GLP 委員会について

「京都市衛生環境研究所 GLP 委員会設置規則」に基づき、委員の選出及び委員会を開催した。

ア 委員の構成

- (ア) 委員長 (所長)
- (イ) 次長 (次長)
- (ロ) 信頼性確保部門責任者 (管理課担当課長)
- (ハ) 検査部門責任者 (環境部門担当課長)
- (ニ) 理化学的検査区分責任者 (生活衛生部門担当課長)
- (ホ) 微生物学的検査区分責任者 (微生物部門担当課長)
- (ヘ) 動物を用いる検査区分責任者 (生活衛生部門担当課長)
- (ロ) その他の委員 (委員長が指名する者)

イ 委員会の開催

平成 25 年 5 月 17 日に委員会を開催し、平成 24 年度の取組み報告及び平成 25 年度の実施計画の確認を行った。

(2) 内部点検について

試験検査の信頼性の確保を図る目的で、試験検査業務の内部点検を実施している。

平成 25 年度は「内部点検実施規則」に基づき、生活衛生部門 (本所及び第一検査室) 及び微生物部門に対し、各々 2 回の立入り調査を行った。

(3) 外部精度管理調査について

試験検査データの信頼性を確保するため、財団法人食品薬品安全センター秦野研究所が実施する外部精度管理調査に参加している。

平成 25 年度は理化学調査 6 項目、微生物学調査 5 項目の計 11 項目に参加した。

また、財団法人食品薬品安全センター秦野研究所が実施する平成 25 年度遺伝子組換え食品検査外部精度管理調査に参加した。

